

# 中小企業 ぎふ

連携の力で無限の可能性にチャレンジ!  
～中央会は、組合・中小企業の変革・挑戦を応援します～

Vol.698

2025年9月25日 隔月25日発行

岐阜県中小企業団体中央会

岐阜市薪田南5丁目14番53号  
OKBふれあい会館9階

☎ 058-277-1100

HP <http://www.chuokai-gifu.or.jp>



食材を運ぶジーケーエスの配送車

## 組合紹介 2~3

協同組合飛騨木工連合会

## クローズアップ企業 4~5

協同組合中部給食会 組合員

「株式会社ジーケーエス」

## 専門家コラム

「今をどう見る～生き残りツールとしての情報」 6~7

## 特集 第77回全国大会要望事項 東海・北陸ブロック 8~18

## 中央会の活動 19~20

- ・経営支援に関する連携協定を締結
- ・「陶磁器関連業界における情報交換会」を開催
- ・「DX導入支援研修会」を開催
- ・自動車産業次世代化対応事業の活動報告

## 組合等の活動 20~22

- ・飛騨高山宮川朝市(協)  
復興支援を目的とした「出張輪島朝市」を初開催
- ・岐阜県菓子(工組)  
ぎふの鮎菓子マルシェを初開催
- ・川崎岐阜(協)  
航空機関連企業等の合同企業説明会&相談会を開催
- ・下呂温泉旅館(協)  
災害時における宿泊施設の提供に関する協定を締結
- ・岐阜県鋳物工業(協)、岐阜県金型(工組)、岐阜県管設備工業(協)、岐阜電気工事(協)  
各組合が小中学生を対象にしたイベントに出演
- ・土岐市陶磁器工業(協)連絡協議会 新作展示会を開催
- ・岐阜県眼鏡商業(協)  
「メガネを掛けた人の似顔絵コンテスト2025」を実施

## 全国の先進組合事例 23

- ・佐賀市管工事(協)

## 景況レポート 24

## インフォメーション 25

- ・組合士検定試験のご案内
- ・DXって実際どうなの?成功事例から学ぶ変革のヒント

## 中央会 創立70周年記念式典のご案内 26

# 組合紹介

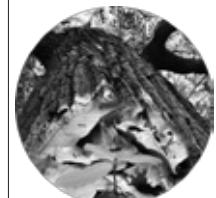
## こんな活動をしています！

本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。



### 協同組合飛騨木工連合会

- 理 事 長 白川 勝規
- 組 合 員 数 25名
- 設 立 年 月 1954年7月
- 住 所 岐阜県高山市千島町900番地1
- T E L 0577-32-2100



「飛騨デザイン憲章」

います。飛騨のデザインとは、「日本の美」と「飛騨のこころ」を世界に発信し、人々の暮らしをより豊かにしていくためのビジョンです。

このビジョンを具現化するため、平成10年に「飛騨デザイン憲章」が制定されました。この憲章は以下の5つの条文から構成されています。

- 第1条「自然との共生（森に生かされ、森を活かす）」
- 第2条「人がつくる（人がつくり、人をつくり、人とある）」
- 第3条「心の豊かさ（こころ豊かに暮らす）」
- 第4条「伝統を生かす（匠の遺伝子）」
- 第5条「永続性（人と共に、時を重ねる家具）」

この憲章は、毎年開催される「飛騨の家具フェスティバル」のテーマとしても活用しています。

### 飛騨の匠の技と未来に残す森林資源

#### ◆組合の歴史・活動

#### ■匠の技を受け継ぎ、新たな時代へ



白川理事長

協同組合飛騨木工連合会は、高山市と飛騨市で木製品の製造や加工事業者が集まって設立した協同組合です。

「飛騨の家具」の源流は、遠く奈良時代にまで遡ります。都の造営に貢献した「飛騨の匠」たちの卓越した技術と精神は、時代を超えてこの地に受け継がれてきました。

「飛騨の家具」の近代化の歴史が幕を開けたのは、大正9年（1920年）に遡ります。当時、飛騨一円に豊富に自生しながらも活用されていなかったブナ材を使い、ヨーロッパのトーネット社に倣い、高難度な曲木椅子づくりに挑戦したのが始まりでした。幾多の困難を乗り越え、2年の歳月をかけて完成した一脚の椅子が、今日の「飛騨の家具」の第一歩となりました。

戦後復興が進む中、昭和25年（1950年）4月に「高山木工會」が結成されました。これが現在の飛騨木工連合会の始まりです。昭和29年（1954年）7月に「高山木工協同組合」を設立し、昭和57年（1982年）7月に「協同組合飛騨木工連合会」に改組しました。

活動の一環として、公共の場へ家具を納めさせていただくこともあり、平成28年（2016年）12月、私たちは中部国際空港から国際線出発ロビーの家具製作という大仕事の依頼を受けました。組合員一人ひとりが培ってきた技術を結集し、空港の顔となる家具を完成させ、無事に納入しました。設置後、家具は大きな反響を呼び、中でもフランスの空港格付け会社からは5点満点中5.5点という驚くべき高評価をいただくことができました。この評価が後押しとなり、中部国際空港は日本の空港ランキングで2位に輝いたと聞いています。この成功が認められ、平成30年（2018年）には国内線出発ロビーの家具製作も任せさせていただけたことになり、同じように家具を納入しました。この取り組みは、多くの利用者が飛騨の家具に触れるきっかけとなり、大きな広がりを見せています。また、最近では、令和5年（2023年）に完成した岐阜県新県庁舎にも家具を納入し、コンセプトとなる「豊かな自然と伝統文化に彩られた岐阜県の魅力を発信」に、家具という側面からご協力をさせていただきました。

#### ■「日本の美 飛騨のこころ」を世界に発信

当組合は、ものづくりの理念として「飛騨デザイン」を掲げて

#### ■時代の変化に合わせた展示会のあり方

##### (1)飛騨の家具フェスティバル

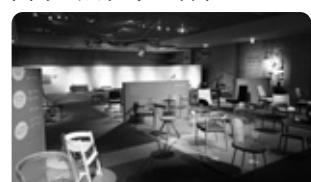
「飛騨の家具フェスティバル」は、75年以上の歴史を誇る、組合主催の最大のイベントです。その始まりは、昭和26年に開催した「高山木工展示会」に遡ります。その後、平成14年には「飛騨・高山暮らしと家具の祭典」、そして平成25年には現在の名称へと変更され、第1回から途切れることなく、毎年開催しています。



「飛騨の家具フェスティバル」

このフェスティバルは単なる製品の展示ではなく、飛騨高山全体を会場とし、ものづくりの現場や歴史、文化に触れられる「産地展」であることが大きな特徴であり、主に4つの役割を担っています。

まず1つ目は、ビジネスの場（BtoB）の提供です。国内外のバイヤー、販売店、建築家、デザイナーなどが訪れ、各メーカーの新作家具の発表や商談が行われる重要なビジネス機会となっています。2つ目は、オープントナクター（工場見学）です。普段は公開されていない各社の製造工場が特別に開放されます。来場者は、木材から製品が完成するまでの工程を間近で見学でき、職人の熟練した技やものづくりへの情熱を肌で感じることができます。3つ目は、一般消費者向け（BtoC）のイベントです。近年はビジネス客だけではなく、家具愛好家や家族連れといった一般消費者も楽しめるイベントが充実しています。木工ワークショップ、組合ゆかりのゲストを招いたトークショー、市内に点在する各社のショールームを巡るガイドツアーやスタンプラリーなどがあります。4つ目は、「飛騨の匠」の歴史に触れることです。ミュージアム飛騨では、「飛騨の匠」の歴史や伝統を紹介する展示を通じて、飛騨の家具のルーツを学ぶことができます。



ミュージアム飛騨

##### (2)デジタル時代に対応する新たな挑戦

これまで組合は、東京国際家具見本市（IFFT）などの大規模展示会へ積極的に参加してきました。しかし、時代の変化に合わせて、展示会のあり方を見直す時期を迎えています。

そこで組合では、一般社団法人日本家具産業振興会（JFA）が主導する「JAPAN FURNITURE」プロジェクトに参画しています。これは、全国の三大家具産地（旭川：北海道、飛騨、大川：福岡）などが連携し、日本の家具業界全体を盛り上げていこうという壮大な試みです。

このプロジェクトでは、DX化を推進しています。「JAPAN FURNITURE」のウェブサイトを共通のプラットフォームとして、世界に向けて日本の魅力を発信するものです。そして、ウェブサイトで興味を持った海外のバイヤーや消費者に実際に産地を訪れてもらい、ものづくりの歴史や文化、製造現場を五感で体験してもらうという新しい形を目指しています。この連携を推進するため、「飛騨の家具フェスティバル」は、令和7年から開催時期を従来の10月から7月に変更しました。これは、他の産地の展示会開催時期と足並みを揃えることで、日本の家具の魅力を集中的に発信する「JAPAN FURNITURE MONTH」の一翼を担うためです。また、混雑する高山の観光シーズンを避け、展示会来場者に快適に滞在していただく配慮もあります。

## ■ブランドの価値を守るための取り組み

### (1)「飛騨の家具」・「飛騨・高山の家具」地域団体商標登録

「飛騨の家具」というブランドが広く知られるようになると、国内外でその名称を不正に使用するケースが現れ始めました。このブランド価値を守り、消費者が安心して本物の「飛騨の家具」を選べるようにするために、組合では平成20年に「飛騨の家具」および「飛騨・高山の家具」を地域団体商標として登録しました。これにより、協同組合飛騨木工連合会の組合員企業が飛騨地域で製造した家具以外は、これらの名称を法的に使用することができなくなりました。さらに、平成21年から平成30年にかけて台湾、中国、香港でも商標登録を完了させ、国際的なブランド保護体制を構築しています。

### (2)信頼の証となる厳格な「飛騨の家具」認証制度

組合は、商標登録と並行して、ブランドの価値をさらに高めるため独自の「認証基準要綱」を策定しました。この要綱は、エコロジー、産地、保証、品質、木材、デザインの6つの基準で構成されています。策定の過程では、組合内から基準が「厳しすぎる」との反対意見もありました。しかし、「価格競争に巻き込まれるのではなく、品質と信頼性で他との差別化を図るべき」という確固たる信念のもと、議論を重ねて平成21年に「認定基準要綱」を施行しました。この基準を満たした製品のみ、「飛騨の家具」ブランドの認証マークが与えられます。この認証制度こそが、今日の「飛騨の家具」の高い信頼性を築く礎となりました。それは、消費者が安心して本物の「飛騨の家具」を選べると同時に、産地全体の品質向上にも大きく貢献しています。

## ■飛騨の家具のプロモーション映像が、日本国際観光映像祭でダブル受賞!

飛騨の家具が持つ魅力をより多くの人に伝えるため、組合では、高山市在住の映像作家、高嶋浩氏に映像製作を依頼しました。

この作品は、単に木工品のものづくりの製作過程を追うだけではなく、森の木々が人の手によって家具として生まれ変わり、人々の暮らしに寄り添うまでの「ものがたり」を美しく描き出しています。

## 業界豆知識

### ～身近にある飛騨の家具～

「飛騨の家具」は、「家の具」と表記するため、家庭用のイメージが強いかもしれません。しかし、実際に非常に幅広い分野で使用されています。

各メーカーは、ホームユース以外の用途に供する家具製作にも取り組んでおり、レストラン、ホテル、オフィス、官公庁、図書館、大学、医療福祉施設をはじめ、国立競技場や映画・ドラマのセットに至るまで、様々な空間に形りを添えています。

全国随一の木づくり文化と伝統に培われてきた歴史ある家具産地である飛騨は、今日までの皆さんの快適な外出先の時間を支える「家の具」の産地なのです。

もしかすると、皆さんも知らないうちに、既にどこかで飛騨の家具に腰を掛け、心地よいひとときを過ごしたことがあるのではないでしょうか。

その優れた芸術性とメッセージ性は高く評価され、令和7年3月に岡山県で開催された「日本国際観光映像祭」において、優秀賞とSoja賞（岡山県立大学デザイン学部建築学科の学生が選ぶ賞）をダブル受賞。この快挙は、組合が掲げるものづくりの価値を雄弁に物語る、大変喜ばしいニュースです。受賞作は、YouTubeで公開していますので、是非ご覧ください。

## ■地域と共に生き、森を育む社会貢献活動

家具製造を本業とする組合として、地域社会に貢献するため、様々な活動に積極的に取り組んでいます。

代表的な活動として、平成11年から継続して高山市内の小中学校へ学習机と椅子の納入を行っています。岐阜県産の杉や桧の間伐材で製作した温もりのある机と椅子は、地域の森林保全と木材利用の推進に大きく貢献しています。納入は令和5年時点で累計11,450セットにのぼり、今もなお毎年約100セットを届けています。



小中学校に納入している机と椅子

その他に、JR高山駅構内には、組合がデザインを手がけた木製ベンチが設置され、市民や観光客に利用されています。また、高山市役所前の「平和の鐘」など、公共備品の製作にも携わり、木の温もりあふれる快適で魅力的な街づくりに貢献しています。

さらに、社会福祉法人高山市社会福祉協議会への積み木ブロックの寄贈や、岐阜県生活技術研究所、大学等と連携した高齢者や障害者に優しい「ヒューマンアニチャード」の開発など、活動は多岐にわたります。

これらの活動の根底にあるのは家具づくりにとどまらず、その源である森を守り育てたいという強い想いです。私たちはこれからも、木と共に生きる組合として、地域と未来に貢献していきます。

## ◆組合が目指す方向性とは

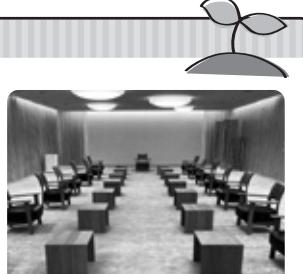
### ■日本の森を未来へつなぐ使命

#### ～国産材の需要拡大と森林整備～

当組合は、安全で長く愛用できる高品質な家具を通じて、人々の暮らしを豊かにすることを目指しています。

現在、日本の家具づくりはその多くを輸入木材に頼っているのが実情です。その一方で、国内には家具に適した広葉樹をはじめ、活用しきれていない豊富な森林資源があります。しかし、この貴重な資源を活かすための製材・供給体制は疲弊し十分に再成されていません。この課題を解決すべく、当組合は岐阜県や高山市、飛騨市と連携し、国産広葉樹の活用拡大に本格的に取り組んでいます。

川上である林業、川中である製材業、そして川下である家具製造業者が一体となり、伐採現場の視察や情報交換を重ねることで、サプライチェーン全体の再構築を進めています。この活動は、地域の森林を健全に育み、林業や製材業を活性化させ、持続可能なものづくりを実現するための重要な使命と考えています。将来的には、製品における国産材比率を現状の2割から5割へと引き上げることを目標に掲げています。



岐阜県新県庁舎に納入した家具

# クローズアップ企業

## 協同組合中部給食会 株式会社ジークエス

《企業概要》 所在地 岐阜市柳津町流通センター1-6-3  
電話 058-279-4646  
代表 表 代表取締役社長 竹尾匡利  
主な事業 業務用食料品の卸売り



株式会社ジークエスの外観

### 地域密着のワンストップ体制で、 食の未来と価値を届ける

◎ 御社のこれまでの沿革についてご紹介ください。

#### ◆地域と共に歩んだ70年以上の歴史



竹尾代表

株式会社ジークエスは、岐阜市に本社を置く、業務用食料品の総合卸売企業です。昭和22年(1947年)、岐阜市元町で、昆布やわかめを商う個人商店から当社の歴史は始まりました。

事業の礎となったのは、未来を担う子どもたちのための学校給食事業への参入で

す。この使命を胸に、昭和28年(1953年)には「株式会社岐阜給食品商会」として法人化を果たし、事業基盤を確立しました。

やがて時代のニーズを的確に捉え、外食、産業給食、惣菜、病院・介護施設へと事業領域を拡大。総合的な食のサプライヤーへと進化を遂げる中、昭和60年(1985年)に現在の「株式会社ジークエス」へと社名を一新しました。

社名には、創業の地である岐阜(Gifu)、事業の核である食品・厨房(Kitchen)、そしてお客様への心のこもったサービス(Service)への想いが込められています。

以来、東海3県(愛知県・岐阜県・三重県)、滋賀県、京都府へと拠点を拡大し、地域に根差した広域なネットワークを構築。長年の功績により、文部科学大臣表彰や農林水産大臣表彰を受賞するなど、地域社会に不可欠な食のインフラを担う企業として、確固たる地位を築いています。

◎ 御社の特徴や方針を教えてください。

#### ◆食の未来を支える、地域密着のワンストップ体制

##### (1) 食のあらゆる現場を支える総合力

当社の事業の核は、食に関するあらゆるニーズにワンストップで応える総合力にあります。

学校給食、病院・老人ホーム、ホテルやゴルフ場などの外食産業、弁当・惣菜など、多岐にわたる分野で、お客様に最適な食品を提供しています。

冷凍・チルド・ドライ(常温)の3温度帯すべてを網羅し、エビフライやハンバーグといった加工食品から、精肉・鮮魚・調味料、さらには洗剤やラップなどの非食品まで、約3万点に及ぶアイテ

ムを取り扱っています。

特に学校給食や病院食においては、栄養士の指導のもと、アレルギー対応食や嚥下食(ソフト食)など、専門性の高い商品を提供しています。また、お客様の声を反映したPB(プライベートブランド)商品の開発にも力を入れ、品質と価格を両立させた価値ある商品で、多様なご要望に的確に応えています。



病院・老人ホームに提供しているソフト食品

##### (2) 食で紡ぐ、地域社会とのあたたかいつながり

私たちの事業の根幹には、「安心安全な食品を通じて地域社会とあたたかいつながりを持ち続ける」という企業理念があります。業務用食料品の卸売企業として、単に商品を供給するだけでなく、食を通じたコミュニケーションを育み、地域社会にとって信頼されるパートナーであることを追求しています。

この姿勢をさらに前進させるのが、「普通のことをやるだけでは成長はない」というもう一つの信念です。私たちは常に



食で紡ぐ、地域の信頼

革新的な戦略やアイデアを取り入れ、食品業界に新たな価値を創造することを目指します。これら一連の取り組みこそが、私たちの品質と地域貢献への変わらぬ姿勢の証です。

##### (3) 自社物流網が支える、地域に根差したサービス体制

当社の最大の強みは、地域に深く根差した営業網と、それを支える自社完結の物流体制にあります。

岐阜の本社を中心に、東海3県・滋賀県・京都府に7つの支店を展開。各拠点は広域をカバーしており、東濃支店は長野県、京都支店は大阪府までその範囲を広げ、今後もお客様のニーズに応じて柔軟に拠点を拡大していきます。

また、物流部門を完全に自社で運営することで、お客様一人ひとりのご要望へ迅速かつ柔軟にお応えできる体制を構築しています。各拠点から半径60km圏内を主な配達エリアとし、専門教育を受けたドライバーが直接商品をお届けします。この日々の訪問を通じて生まれるお客様との対話が、現場の声を汲み取り、サービスの改善や新たな価値提案



GCSのマークが記載された配達車

へつながります。

10年程前からは、物流に課題を持つ地域の事業者様(鶏卵、こんにゃく、麺類、パン等)の共同配送も担っています。当社の物流網を地域のインフラとしてご活用いただくことで、中小企業の事業継続を支援し、地域経済の活性化にも貢献しています。これは、物流を自社で完結させているからこそ可能な、当社独自の取り組みです。

## ◆「柳津地域ものづくり産業等集積地」への新拠点建設

当社では、持続的な成長と「2024年問題」に代表される物流課題への対応、そして築50年近くが経過した現本社の労働環境改善を目的に、令和5年より新拠点の整備を検討してきました。そして本年2月、岐阜市との間で『柳津地域ものづくり産業等集積地』への立地協定を締結しました。

新拠点には総額約40億円を投じ、17,117m<sup>2</sup>の敷地に次世代の物流センターを建設いたします。最新鋭の自動倉庫やロボットを導入し、在庫管理能力の飛躍的な向上と作業の徹底した効率化を図ります。同時に、多様な人材が活躍できる「ワークダイバーシティ」を推進し、地域における新たな雇用の創出にも貢献していきます。

また、環境負荷低減の観点から太陽光発電システムを導



本社兼倉庫の外観予定

入し、カーボンニュートラルへの取り組みも進めています。新拠点は本年11月頃に着工し、令和9年10月の完成を目指します。

## ◆食を通じて地域社会の未来を育む

当社は、食を通じて地域社会に貢献することを使命としています。

学校給食においては、栄養士の指導のもと、子どもたちの健やかな成長を支える栄養バランスに配慮したメニューを提供。旬の食材や季節の行事食を献立に盛り込むことで、豊かな心を育む食育にも力を入れています。

さらに、プロサッカーチーム「FC岐阜」のゴールドパートナーとして地域のスポーツ振興を支援し、子どもたちの夢と挑戦を応援しています。



栄養バランスを考えた学校給食

### 【組合概要】 協同組合中部給食会

組合住所 岐阜市柳津町流通センター1丁目6番地の3

代表理事 大村 規晃 (株式会社サン食品)

組合員数: 7名

主な事業: 共同購買斡旋事業

### ◎経営していく上で大切にしていることはありますか?

## ◆従業員の幸福が、企業の成長を支える

私が最も大切にしていることは、『社員の幸せが企業の強さにつながる』ことです。社員が安心して実力を発揮できる環境を整えるため、毎年約6%の給与引き上げを継続するとともに、職場環境の改善にも注力しています。人材育成においても、学歴ではなく誠実さや素直な人柄を何よりも重視し、入社後の丁寧な教育を通じて一人ひとりの成長を支援しています。

また、当社では毎年経営スローガンを掲げており、今期は『正しい努力で売上(売上・利益)の向上』です。単に売り上げを伸ばすだけでなく、それが確実に利益へ結びつける「正しい努力」を全社で実践することを意味します。

その実現には、粘り強い仕入交渉と、価値に見合った価格での販売が不可欠です。加えて、あらゆる業務で生産性と効率を徹底的に見直し、「売上で儲けて中で損しない」強固な事業構造の構築を目指しています。

### ◎組合に期待することはありますか?

## ◆PB商品の共同開発による販売機会の拡大

当社は、同業他社との情報交換や課題解決を図る貴重な機会として、「中部給食会」をはじめとする組合活動に積極的に参画しています。

特に、上部団体である全国給食事業協同組合連合会(全給協)のもと、当社が所属する(協)中部給食会(富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県)では、プライベートブランド商品「シェフブランド」の共同開発・販売に取り組んでいます。当社もこの活動に加わり、会員企業間の商品相互活用を通じて、販売機会の拡大と売上向上に努めています。

今後は、こうしたPB商品の取り組みに加え、共同仕入れによるコスト競争力の強化、ひいては業界全体の地位向上や新たなビジネスチャンスの創出など、組合ならではのスケールメリットを活かした活動に大きな期待を寄せています。

### ◎御社の今後の展望、抱負をお聞かせください。

## ◆お客様に最高のサービスを提供し、地域と共に未来を創造する

私たちの最大の挑戦は、令和9年に完成予定の新拠点を新たな成長のエンジンとして、ハード・ソフト面で変革を進めることです。自動化・デジタル化による生産性向上はもちろん、従業員が誇りを持って働ける環境を整備し、多様な人材が集まる「地域で選ばれる企業」へと進化していきます。

深刻化する労働力不足と厳格化する食品安全基準といった社会課題に対応しながら、お客様に最高のサービスを提供し続けることが私たちの使命です。これからも「食」のプロフェッショナルとして地域社会に貢献し、持続的な成長を実現していきます。

## 今をどう見る~生き残りリールとしての情報

このコーナーでは、神戸国際大学経済学部 中村智彦教授より折々に感じておられる組合・中小企業向けの有益な情報についてご執筆いただきます。組合運営、企業経営にお役立てください。

### 商店街は生き残れるか

#### ◆第一章 衰退が止まらない全国の商店街

近年、日本全国の商店街で衰退の波が押し寄せている。かつて地域の暮らしを支えてきた商店街。八百屋や魚屋、衣料品店が並び、夕方には買い物客で賑わった風景は、いまや多くの街で過去のものとなりつつある。

賑わいの中心であった商店街は、シャッターを下ろした店舗が目立ち、人通りもまばらな「シャッター通り」と化している。この衰退の背景には、様々な要因が複雑に絡み合っている。経済産業省の調査によれば、1990年代以降、全国の商店街の店舗数は減少を続け、空き店舗率は上昇の一途をたどっている。シャッターが閉じられたままの通りは「シャッター街」と呼ばれ、地域衰退の象徴ともなっている。

例えば、経営者の高齢化と後継者不足は深刻な問題であり、長年地域に根差してきた老舗が店を閉じる一因となっている。また、建物の老朽化や設備の陳腐化も、顧客が足を運ばなくなる要因の一つだ。さらに、インターネット通販の普及や消費者の購買行動の変化も、商店街の集客力低下に拍車をかけている。要するに「近所の商店街で買う必然性」が薄れたのだ。かつては地域コミュニティの中心であった商店街が、その役割を失いつつある現状は、日本社会全体の課題とも言える。

#### ◆第二章 増え続ける大型ショッピングモール

商店街の衰退と並行して、郊外には大型ショッピングモールが次々と建設され、その数を増やしている。郊外や高速道路のインターチェンジ付近には、大型ショッピングモールが次々と建設されている。イオンモールやららぽーとといった施設は、単なる買い物の場ではなく、映画館やレストラン、子ども向けの遊び場などを備えた「一日中過ごせる空間」として進化してきた。これらの大型商業施設は、広大な駐車場、多様なテナント、快適な屋内空間、そしてワンストップで買い物を済ませられる利便性を提供し、依然として、多くの消費者を惹きつけている。

天候に左右されずに楽しめる点や、飲食店、映画館、アミューズメント施設などは、買い物だけでなくレジャーの場としても機能している。さらに、市役所など役所の窓口や、医院など医療機関まで入居している。いわばまさにモール=商店街が新たに建設されたのと同じだ。

広い駐車場を完備し、車で来店する家族層をターゲットにしたモールは、商店街が苦手とする「ワンストップ消費」を実現する。週末ともなれば、遠方からも客を集めめる強い吸引力を持ち、商店街にとっては大きな競合相手となっている。地方都市では「モールができたら駅前通りが衰退した」といった事例も珍しくない。

消費者の購買行動は「商店街での個店巡り」から「大型ショッピングモールでのまとめ買い」へと大きく変化した。商店街は、大型ショッピングモールとの激しい競争に直面し、その存在意義が問われる事態となっている。

#### ◆第三章 地方部では人口減少の影響で商業施設が廃業

都市圏の外では、人口減少そのものが商業衰退の主因となっている。これらは商業施設の廃業に直結している。

特に地方の小規模都市や町村、さらに大都市部でもかつてのニュータウンといった郊外住宅地では、若年層の都市部への流出が進む一方で、残された高齢者層は購買力が低下し、地域の消費全体が縮小している。これにより、商店街だけでなく、地方のスーパーマーケットや個人商店なども経営が立ち行かなくなり、次々と閉店に追い込まれている。近年では、スーパー・ドラッグストアといった生活必需型の店でさえ採算が合わず撤退するケースが目立つ。

この結果、車を運転できない高齢者が、身近な商業施設の廃業によって「買い物難民化」するという深刻な問題を引き起こしている。生活必需品の購入すら困難になる地域も現れている。これは単なる経済問題に留まらず、地域社会の存続に関わる喫緊の課題となっている。店がなくなれば買い物難民が生まれる。特に車を運転できない高齢者にとって、商店街の衰退は生活基盤を搖るがす深刻な問題となる。行政やNPOが移動販売や宅配サービスを導入する試みもあるが、抜本的な解決には至っていない。人口減少が止まらない以上、地方部の商業縮小は避けがたい現実といえる。

#### ◆第四章 地方百貨店の衰退

商店街と同様に、地方百貨店の衰退も顕著である。かつては地域の顔として、また文化の発信地として栄えた地方百貨店も、近年は閉店が相次いでいる。その背景には、消費者の購買行動の変化、特にインターネット通販の急速な普及が挙げられる。自宅にいながらにして世界中の商品を購入できるECサイトの利便性は、百貨店での「体験」を重視する購買層を減少させた。

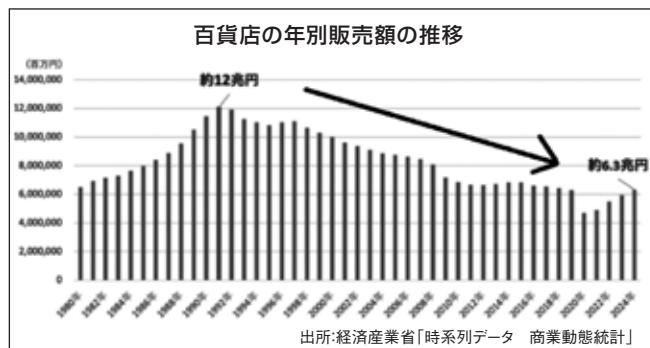
また、ファッションやライフスタイルの多様化も、画一的な品揃えになりがちな百貨店にとっては逆風となっている。地方百貨店の閉店は、その地域の中心市街地のさらな



る空洞化を招き、商店街の衰退にも拍車をかけるという悪循環を生み出している。

商店街と並んで苦境に立たされているのが地方百貨店だ。高度経済成長期に建設された多くの百貨店は、地域の「顔」として存在感を放った。しかし、消費者の生活様式の変化、インターネット通販の普及、そして大型モールの台頭により、百貨店は競争力を失った。インバウンド需要を取り込めた大都市部の百貨店に対して、地方部の百貨店ではそうした新たな需要を掴みかねている。

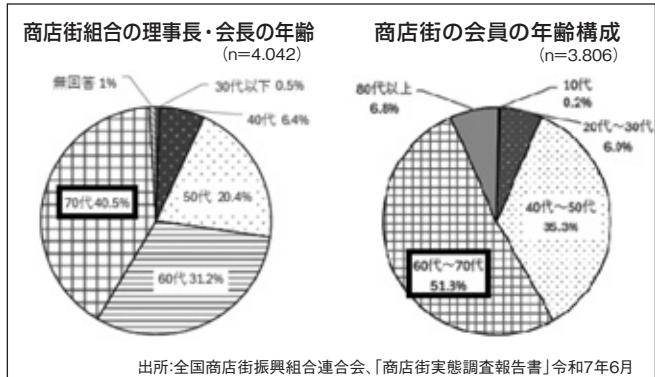
しばしば「百貨店の撤退が、都市中心部の商業を衰退させる」という説がでるが、全国の事例を見ると、むしろ「大都市中心部の商店街が衰退し、集客力を落していく中で、百貨店の経営が悪化した」のが事実だ。



ことがある。しかし、これは本音であって「かつてのプライドとノスタルジーから、なんでも反対していた顔役が亡くなつて、動きやすくなつた」と言う話はあちこちで耳にする。

新しいアイデアや取り組みを導入しようとしても、意思決定に時間がかかったり、変化を嫌う傾向が見られたりすることもある。これにより、時代の変化に対応できず、魅力的な商店街づくりが進まないという悪循環に陥るケースも少なくない。

筆者もある街のあり方の検討会議で、「お前たちは間違っている」、「若手よりも、これまで頑張ってきた私たちを支援しろ」と主張し、若手の意見に全く耳を傾けない顔役に悩まされたことがある。



## ◆第五章 都市部では過当競争

地方とは異なる形で、都市部の商店街もまた厳しい状況に置かれている。都市部では人口が多く、一見すると賑わっているように見えるが、その裏では熾烈な「過当競争」が繰り広げられている。

コンビニエンスストア、ドラッグストア、大手チェーン店などが密集し、消費者の選択肢は多岐にわたる。他府県のスーパー・チェーンが、生き残りをかけて、大都市とその周辺部への進出を継続している。さらに、インターネット通販の利用も都市部の消費者にとって一般的であり、実店舗での購買機会は減少傾向にある。

## ◆第六章 高齢化が進む組合運営

こうした状況を打破するには、従来の発想からの転換が不可欠だ。長年商店街を支えてきた世代の経験は尊いが、変化する社会に対応する柔軟さも求められる。とりわけ「老害」と揶揄されないためには、自らのやり方に固執せず、若い世代や外部の知恵を積極的に取り入れる姿勢が重要だ。

実際には商店街の運営を担う商店街振興組合は、深刻な高齢化問題を抱えている。さらに組合員の高齢化は、後継者不足と運営体制の硬直化を招き、商店街全体の活性化を阻む要因となっている。

ある地方の商店街を訪れた時のこと、若い経営者の店舗が増えていると指摘すると、地元企業の経営者が笑つて、「やっと死んでくれたんですよ」と言うのを聞いて驚いた

## ◆第七章 発想の転換も必要

商店街の未来を考える上で、高齢化が進む商店街関係者が「老害」と言われることなく、若手と協調していくことは極めて重要だ。

中部地方のある町を訪れた時、若手の街づくりを支援する地元の中堅企業の会長の言葉に感動したことがある。「社長の時は自社の経営で手いっぱいだった。会長になり、経営を社長に任せた後、地域を少し俯瞰して見るよう努力した。若い人たちの意見を否定するのではなく、面白いなと思い、支援していくようにしている」とこの会長は言うのである。

世代を問わず、「変化を受け入れる柔軟な姿勢」が求められている時代だ。過去の成功体験に固執せず、新しい技術やビジネスモデル、消費者のニーズに目を向けることが不可欠だ。

さらに、もう一步踏み込めば、こうした時代の中で商業集積地としてあり続ける必要性まで検討する必要がある。ある地方の商店街では、アーケードを撤去し、一般道に転換し、駅から近く環境の良い住宅地として転換することを選択したところもある。

もちろん、若い世代の意見が必ずしも正しいとも限らない。だからこそ、幅広く人材を集め、様々な意見を集約し、検討することが重要なのだ。いずれにしても声が大きい人だけの意見が優先されているようでは、衰退に歯止めがかかる。



中村 智彦  
(なかむら ともひこ)

【ホームページ】<http://monodukuri.jp/>

【常 勤】神戸国際大学経済学部 教授

【非常勤】関西大学商学部 非常勤講師・愛知工科大学工学部 非常勤講師

【専 門】中小企業論・地域経済論

【略 歴】昭和39年 東京都生まれ

昭和63年 上智大学文学部卒業

平成12年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了（学術博士・名古屋大学）

【活 動】総務省地域創造力アドバイザー・京都府向日市ふるさと創生計画委員会座長

東京都北区ネスト赤羽支援機能拡充検討委員会座長・山形県川西町第5次総合計画アドバイザー  
ヤフー!ニュース <https://news.yahoo.co.jp/byline/nakamuratomohiko>

# 第77回中小企業団体全国大会に係る 要望事項(東海・北陸ブロック案)

東海・北陸ブロック中央会では、各県の中央会より提出された国等に対する要望事項について、「東海北陸ブロック事務局代表者会議」において「東海・北陸ブロック中央会要望事項」をとりまとめましたのでご報告します。

なお、全国中央会では、各ブロックから出された要望事項をとりまとめ、11月12日(木)に広島県広島市の「広島県立総合体育館」で開催する『第77回中小企業団体全国大会』において決議する予定です。

※岐阜県からの要望事項を反映している部分について、アンダーラインで示しています。

## ① 総合経済・中小企業対策

### 1. 中小企業・小規模事業者の新たな成長・持続的発展を支える経済再生支援

(1) 挑戦意欲のある中小企業・小規模事業者が組合等を活用してさらなる成長促進を図るための施策を講じること。

また、その構築にあては、活用方法の明快さ、申請書類等の簡素化など、活用しやすいしくみ、制度設計とすること。

(2) 地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策の拡充及び継続

①物価高による消費者の買い控えが影響し、適正な価格転嫁が進まない中で、地方の小売業や宿泊、飲食店等の事業者の多くは、引き続き厳しい状況が続いている。今後も地域商業・サービス業に対する賑わいを創出するイベント開催への補助金の交付や先払いの地域商品券、食事券、宿泊券等の発行による消費喚起の支援策を拡充及び継続すること。

②観光関連産業において、地域によっては自治体独自の旅行支援策を講じているところもあり、インバウンドの回復と相まって全国的に賑わいが戻ってきていている。その一方で、一部の観光地・観光エリアではサービス業従事者の人手不足、宿泊料金や交通費・燃料費の高騰による旅行者の伸び悩みが懸念されており、地域経済を支える観光関連産業の継続的な支援の強化を長期にわたって行うこと。

(3) 早期の入込客数回復に向けた地域経済の活性化支援

①早期の入込客数回復に向け、観光地での消費喚起を促進するために、高速道路料金の減免や魅力ある地域資源と結びつけた誘客推進等観光振興策を推進すること。また、観光地での感染症予防措置への対応に設備やシステム等の導入、修繕が必要となっていることから、観光客の受け入れ態勢整備への補助金等の支援策を創設すること。

②観光関連産業において、地域によっては自治体独自の旅行支援策を講じているところもあり、インバウンドの回復と相まって全国的に賑わいが戻ってきていている。その一方で、一部の観光地・観光エリアではサービス業従事者の人手不足、宿泊料金や交通費・燃料費の高騰による旅行者の伸び悩みが懸念されており、地域経済を支える観光関連産業の継続的な支援の強化を長期にわたって行うこと。

(4) 観光客増加のための全国旅行支援の継続並びに助成金等の拡充

全国旅行支援事業については、旅行需要の喚起に大きな効果があったので、国は全国旅行支援事業を再開し、旅行支援策を強化すること。また、観光産業の発展は、地域経済の活性化や雇用の増大等につながるため、地域経済を牽引する産業分野の一つとして燃料価格高騰の影響を受ける観光関連事業者の事業継続を促すためにも、経営状況が回復するまでは、助成金等の支援策を講じること。

(5) 日本にとって最大の貿易相手国である米国より発動された関税措置によって、経営基盤が脆弱かつ、コストの価格転嫁に十分対応できていない中小企業・小規模事業者への収益悪化など、影響が大きくなると推測される。よって、それらの経営リスクを最小限にとどめるべく、十分な資金繰り支援のほか、

きめ細かな相談体制の整備や支援策の構築など万全な対策を講じるよう強く求める。

また政府は、発動された関税措置の適用除外に向けた粘り強い交渉を重ねられたい。

### (6) 航空機業界への支援

中部地域は、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定されており、航空機部品の産業集積地として地域経済の発展に大きく寄与している。強靭な防衛生産基盤の整備への要請、民間航空機市場における、今後の旅客機需要の増加が見込まれており、中部地域は大きなポテンシャルを有している。その中部地域の航空機製造サプライヤーの事業継続や人材確保、新分野展開などの支援強化に取り組むこと。

## 2. 総合的な支援施策の強化

(1) 補助金等の各種支援施策の事務手続き簡素化などより活用しやすい制度設計及びその情報周知を徹底すること。

### (2) 《重点要望》1 (愛知・岐阜)

米国の関税措置等の通商政策に対する中小企業者の影響を踏まえて、迅速かつ詳細な情報提供と相談窓口の充実を図るとともに事業継続及び雇用維持の支援策に万全を期すこと。

(3) カーボンニュートラル、DXの推進、サーキュラーエコノミーの実現や経営力強化、生産性向上、省力化に取り組むための支援施策を拡充すること。

(4) 新事業や新市場への進出を図るための支援施策を拡充すること。

(5) 中小企業支援施策は、地域経済を支える中小企業の成長を強力に後押しするとともに、地域の実情に応じて適切で分かりやすい施策とすること。とりわけ、全体の9割を占める小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援すること。

(6) 各種業法における運用が地方公共団体によって異なることによる負担の大きい事業の情報収集及びその改善を指導すること。

## 3. 情報化支援の拡充・強化(IT化)

(1) 中小企業並びに中小企業組合へのIT化・DX推進のためのハード面(情報機器導入資金補助等)・ソフト面(情報担当者育成、システム開発支援等)の支援体制を拡充・強化すること。また、デジタル社会が進展する中で、DXの概念や活用手法を中小企業に広く普及する必要がある。組合を活用することで、DX推進をより効率的に実施できることから、組合を通じた中小企業のDX推進対策を実施すること。

(2) 個人情報保護法への対応、情報セキュリティに関する専門人材の育成や中小企業における情報セキュリティ対策に対する一層の支援を拡充すること。

### (3) 《重点要望》2 (石川)

ITやDXは中小企業等の生産性向上や経営の活性化を図るために有効であるが、その利活用において中小企業等と大企業との格差が広がっている。また、近年はタブレット・スマートフォン等で操作性が向上していることから、中小企業等が利活用できるIT導入やDX推進に取り組むリスクリングに関する助成制度等ITスキル・能力向上のための支援策を講じること。

- (4)情報化の進展に伴いサイバー攻撃の脅威が増加している中で、企業がサイバー攻撃を受けると金銭的な損失に留まらず、取引先の信用も失うなど多大な被害となる可能性が高く、その対策への取り組みが重要であるものの、中小企業等にとって設備導入やシステム導入は負担が大きいため、補助金等の支援措置を講じること。
- (5)サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の継続・拡充を図ること。
- (6)サイバー攻撃から企業を守るために設備導入に係る補助金等の支援を継続拡充すること。
- (7)中小企業経営において、日々更新される施策や制度に関する情報を収集することは非常に重要なことであり、内容によっては経営に直結するようなものも含まれてくることから、適宜入手する必要があるが、情報が省庁ごとに分散しており、容易に入手できない状況となっている。そこで、中小企業等が各種の支援施策や情報へ容易にアクセスできるよう、省庁を横断して一括で情報を確認できるプラットフォームを設置すること。

#### 4. 組合士制度

- (1)中小企業組合士の社会的地位と資質向上を図るため、中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。
- (2)「中小企業組合士制度」は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与している。このため、中小企業組合士の社会的地位と資質向上並びに組合士制度促進のため、国家資格化を図ること。

#### 5. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図り円滑な組合運営を行うため、次の組合制度を改善すること。

- (1)時代の移り変わりとともに、既存事業の見直しを行い、組合員のニーズに合った新事業の立ち上げは、組合存続のために必要不可欠と思われるが、事業の効率や採算を考えた場合、員外利用の20%が高い壁となって、組合員のニーズに応えられない。  
経済事業活動をさらに拡大、活発化させ、安定的かつ円滑に組合運営を行うため、員外利用制限の緩和を図ること。
- (2)地方、特に人口減少地域にある共同店舗組合においては、組合員の廃業や脱退などから店舗自体の運営維持も難しい状況があることから、そこで、出資を伴わないテナント出店や大企業等の出店等、利用制限を超えた員外者の施設利用を認めるなど柔軟な運用を行うこと。
- (3)商店街振興組合において、テナント運営となっている店舗も多く、理事会や総会の出席率の低下及び理事を引き受ける人の減少が著しいこともあり、円滑な組合事業推進を図るため、商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。
- (4)事業協同組合及び商店街振興組合等の設立要件を緩和すること。
- (5)協同組合や商店街振興組合等において事業承継が円滑にいかず、廃業を検討している組合員に対しての支援として、組合自体が事業承継につながるよう、その組合員の経営を行うことができるよう共同事業の範囲を拡大すること。
- (6)役員の選挙の方法として指名推選を規定しているが、この選挙方法を採用するためには、総会に出席した者全員が同意し、さらに選考委員が選んだ候補者を一括して出席者全員が同意する必要があるが、この出席者全員の同意という条件は厳しいので出席者の3分の2の同意で実施できるように緩和すること。

#### 6. 建設関連業種への支援

- (1)建設業は、地方にとって経済、雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、社会資本の整備、維持管理を通して、災害時の対応など住民の安心・安全に寄与する産業である。その担い手である地方中小企業の健全な利益の確保と計画的な人材確保・養成、設備投資が必要であることから、地方中小企業向け公共事業に対する長期的かつ安定的な発注計画を作成すること。
- (2)将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的

な育成・確保に向けて、適正な利益を確保するため、最低制限価格の引き上げと設定範囲の見直しを行うこと。

#### 7. 地域資源の活用支援

地域資源を活用し、地方経済の実態に即した景気対策を実施するため、以下の支援を講じること。

- ①地産地消の推奨を図るため、公共物件における地域産材等の使用を制度化すること。
- ②日本の住宅業界はウッドショックと言われる外国産木材の供給不足とそれを補う国内産材の生産体制ができていないことが表面化しているため、森林整備や素材生産業者の確保により、国産木材の安定供給、活用促進のための支援策を拡充・強化すること。

#### 8. 中小企業の海外販路開拓支援の強化

- (1)国内中小企業が今後とも成長・発展を遂げるには、アジア諸国をはじめとする海外市場を取り込んでいく必要があるため、経験が乏しい中小企業が海外展開に取り組むうえで必要な情報やノウハウの提供、フィージビリティスタディやプロモーション活動などについての支援策を積極的に努めること。
- (2)ある程度の規模を持つ事業者は、独自で海外マーケットへ進出しているが、小規模事業者は後継者が確保できても海外進出に備えるだけの時間と資金の確保が困難である。よって、助成金などの制度を設け、機会損失とならないよう海外への販路開拓支援を求める。

#### 9. 人材確保・後継者育成・事業承継・事業継続対策

- (1)中小企業の後継者育成に関する支援策を拡充・強化するため、広い視野や新しい視点から業界や社会情勢を見ることができる人材育成に努めている組合青年部・女性部組織等を活用した資質向上や地域経済のリーダー養成に向けた活動等に対する助成措置等後継者育成支援策を講じること。
- (2)事業承継に際しての設備投資や専門家活用などに対する支援施策を拡充すること。
- (3)後継者育成・事業承継・企業の合併買収など中小企業の存続に関する情報提供及び相談体制を強化すること。
- (4)後継者育成のための支援施策の拡充及び相談体制を強化すること。
- (5)親族外への事業承継を円滑に行うためのマッチング等の支援策を拡充すること。
- (6)『**重点要望3 (富山)**』

大規模災害による社会インフラの停止や感染症による行動制限、さらにはサイバー攻撃や地政学的リスクによるサプライチェーンの寸断などを貴重な教訓とし、企業の危機管理能力を高め、緊急時における事業活動の継続を図り、サプライチェーンを遮断させることなく、地域経済の維持・発展を図るために、個別企業、商店会、業種組合等の集団でのBCP(事業継続計画)やBCM(事業継続マネジメントシステム)の策定・運用に対する支援措置をより一層推進するとともに、中小企業強靭化法に基づく連携型事業継続力強化計画認定後の支援策を強化すること。また、県域を越えた連携に対する支援を強化すること。大規模災害発生時に備えた自家発電装置や蓄電池等の防災設備導入に対する補助金等の支援策を講じること。

- (7)大規模災害発生時に備えた自家発電装置や蓄電池等の防災設備導入に対する補助金等の支援策を講じること。  
業種・地域・規模などに応じたBCPのテンプレートやチェックリストなど、使いやすいBCP策定支援ツールについて作成、提供するとともに、経済環境の変化に併せて都度、見直しなども進めるといった、きめ細かな支援体制に努めること。

- (8)BCP(事業継続計画)及び事業継続力強化計画をより実効性の高いものとするために、策定や策定後の見直しに対する支援を充実させること。BCP策定企業等に対するインセンティブの強化として、国等が実施する補助金への加点・融資等の優遇措置のほか、公共調達における優先発注などに配慮すること。

#### 10. 業界固有の技能者資格等の国家資格化について

建設工事関連業の現場作業者における「登録基幹技能者」、

中古自動車販売店の販売員が認定される「中古自動車販売士」など、業界固有のエキスパート人材を認定する資格制度の国家資格化を図ること。また、国家資格である技能検定制度の「内装仕上げ施工技能士」について、業種や職種区分と作業内容が実態とマッチしない部分も見られることから、経済や産業構造が変化するに併せて、制度や試験内容の見直しも検討されたい。

## 11.建設業許可へ許可業種「サイン工事業」新設

大手ゼネコンの現場等の作業の際に現場許可取得を求める場合が発生している。現在、サイン工事（看板業）には該当する建設業許可項目がないため、他の工事（とび・土木・コンクリート工事業、鋼構造物工事業）で許可取得をする必要があり、多くの手間が掛かっているため許可業種へ追加すること。

## 12.価格転嫁対策の取り組み強化

### 《重点要望》4（愛知・岐阜・富山・三重）

- (1) 発注者側に対する定期的な価格交渉の義務付けなど価格転嫁をあたりまえの商慣習とするための取り組みを強化すること。
- (2) エネルギー・原材料価格高騰などのコスト負担増や従業員の賃上げ等を実現するために中小企業が適切に価格転嫁し、利益を確保しやすい取引環境の整備に向け、引き続き大企業など親事業者に対する、法制度に基づいた厳正かつ適正な指導等を講じること。
- (3) 航空機業界への支援  
価格転嫁がスムーズに行かないと継続した賃上げに支障をきたし、ひいては航空宇宙産業の成長にも影響が出かねない。行政から親会社への働きかけを期待する。
- (4) 価格転嫁交渉を円滑に進める有効な手段として『組合による団体協約の締結』の制度や仕組み、その好事例を周知するとともに、組合組織の有用性を広くPRすること。
- (5) また下請法の適正な運用に努めるとともに、罰則規定を盛り込むなど検討を行うこと。
- (6) なお、国においては、価格転嫁及び取引の適正化を図るために本年5月に改正された下請代金支払遅延等防止法や私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の優越的地位の濫用などの執行強化を行い、中小企業のコスト増が適正に価格転嫁できるよう取り組みを強化すること。
- (7) 国は価格上昇分を適正に価格転嫁できるよう支援策を講じること。また、「価格交渉促進月間」並びに「パートナーシップ構築宣言」に基づき、受注側企業における労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト上昇分について、円滑に反映できる体制構築に努めるとともに価格転嫁等の監視及び指導を強化すること。

## 13.令和6年能登半島地震、奥能登豪雨災害に対する復旧・復興の加速化を推進

### 《重点要望》5（石川）

被災地の復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政及び税制措置を講じ、復旧・復興を加速化させるとともに、被災した中小企業組合及び中小企業・小規模事業者の経営再建、事業継続のための支援事業等に以下の万全の措置を講じること。

- ①なりわい再建支援事業等の継続
- ②資金調達の円滑化に向けた方策の継続
- ③雇用確保をはじめとする労働環境整備
- ④復旧・復興工事における中小企業組合への配慮
- ⑤観光分野に関する支援策の拡充
- ⑥被災事業者の負担軽減を図るための税制特例措置の延長等
- ⑦業界や産地の実状に応じた復旧・復興の取組みを後押しする早急かつ十分な支援

## ②成長促進・発展対策

### 1.事業承継支援

- (1) 中小企業の多くでは後継者の確保が難しく、経営者の高齢化に伴う廃業が増加していることから、地域経済の活性化を維持するためにも後継者の育成及びM&A、従業員承継を含めた親族外承継に関する支援策を拡充・強化すること。
- (2) 地域特性に応じた支援の推進

商店街や旧繁華街などの空き店舗と承継希望者（若手・移住者・起業家など）とのマッチング支援のほか、店舗等の改装費・設備投資への補助を行うなど、地方自治体の実情に合わせた地域密着型の支援策の導入・強化を図ること。

- (3) 後継者育成、若手人材への事業承継に対する意識づけアプローチ

長年培われた個々の企業の暗黙知や取引先との信頼関係、人材育成の文化などは、適切な承継がなければ途切れてしまうことから、最優先には後継者の確保・育成が求められる。そこで対象となる人材等に「家業を継ぐ」という選択肢の意識づけを浸透させるべく、高校・大学等との連携による「家業教育（キャリア教育プログラム）など」の導入実施を求める。

- (4) 税制・金融支援のさらなる拡充

事業承継を一層促進するためには、既存の事業承継税制や無担保融資などに加えて、例えば40歳未満の後継者には贈与税や相続税の大幅減税や、低利で融資上限額も拡大するといった、特別感のあるインセンティブを盛り込んだ税制や融資制度の創設を求める。

## ③連携対策

### 1.中小企業者・組合等連携組織支援施策

- (1) 《重点要望》6（愛知・岐阜・三重）

中小企業が抱える経営課題を解決するために組合をはじめとする連携組織を活用した取組みに対する予算を拡充すること。

- (2) 中小企業連携組織対策の充実・強化

①事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、個別企業では対応の難しい生産性の向上や人材の確保などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制を強化し、中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。

②小規模企業振興基本法による小規模企業者に対しての支援策の拡充に伴い、小規模企業者で組織する組合等については、各種補助金の補助率10／10にするなど、早急に支援の充実を図ること。

③中小企業団体中央会の連携組織に対するコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上に対し十分な予算措置を講じること。

④物価高騰が進展する中で、国は消費の活性化と経済成長を目指し、事業者への賃上げを強く要請している。一方、中小企業支援の最前線に立つ中央会職員への俸給額の根拠となる「中央会人件費の一般財源化分の積算」の金額については、昨今の物価上昇の度合い、公務員等（民間を含む）の給与改定レベルと比較すると、極めて上がり幅が低調である。経済環境が激変し、中小企業を取り巻く環境は複雑さを増し、中央会の支援業務はますます高度化していくなかで、持続可能な支援体制を維持するためにも、賃上げ要請の趣旨に沿った人件費の確保、「中央会人件費の一般財源化分の積算」の適正な見直しを強く求める。

### 2.中小企業者の官公需受注機会の確保

- (1) 国は、「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律（官公需法）」並びに毎年度出される「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。その発注については、エネルギー・原材料価格の高騰、人件費負担などが重くのしかかる中で、現実的なコストを積極的に反映するなど、適正な価格転嫁を推進するとともに、年間を通じて発注の平準化に努めるなど、中小企業の健全経営の維持に寄与すること。また、国等の発注機関は、年間を通じて発注の標準化に努めること。

(2) 官公需適格組合制度の地方公共団体を含めた各発注機関への周知徹底及び官公需適格組合を通じた中小企業者の受注機会増大への取組みを強化すること。

(3) 労務費、原材料費、エネルギー等のコスト上昇分を反映させ

た適正な価格での発注及びそのための指導を強化すること。

- (4) 少額随意契約制度の基準額について物価高等に対応するよう適時適切に法制度を見直すとともに積極的な活用を促進すること。中小企業等は、地方自治体からの発注が減少するなか、受注確保のため、低入札価格での受注競争が激化しており健全な事業活動が行えていない。適正価格での受注確保のため、国及び地方自治体は最低制限価格制度を導入している場合、入札が不調になるということは低価格競争に繋がっていることを認識し、最低制限価格の金額を見直すほか、著しい低価格による落札が行われないよう低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。また、人件費及び原材料の上昇といった状況を反映していないことから、インフレ条項の適用により、適正な価格での柔軟な発注にも努めること。
- (5) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して、官公需適格組合との緊急時における災害協定等の締結並びに平時からの優先的な発注の推進を指導すること。
- (6) 官公需適格組合への優先発注を可能にする制度の導入及び入札時の審査における加点措置を講じること。
- (7) 適切な予定価格の作成にあたっては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ、参考見積をもとに予定価格を設定することとし、随意契約の場合には参考見積を聴取した事業者に対しても取引から排除しないこと。
- (8) 地方公共団体においては平時の燃料調達を一般競争入札で行い、災害発生時は石油組合を通じて対応するケースが多い状況にある。平時から地方公共団体と石油組合の連携を強化し、災害時に迅速・適切に対応できる体制が必要であり、国との基本方針を「当該石油組合と随意契約をする。」内容にするよう要望する。
- (9) 著しい低価格による落札が行われないよう最低制限価格制度の導入及び低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
- (10) 地方自治体などの発注側は社会問題の課題を解決するためにも、事業者を戦略的に活用し、社会問題の解決を基軸とする新しい調達基準(SR調達)に転換し、CSRに取組む事業者、社会や地域の持続可能性に向けたイノベーションに取組む事業者に対し、中小企業等の技術的能力、環境への配慮、地域貢献度等の価格以外の要素を適正に評価する入札・調達制度(総合評価方式)を構築していくこと。
- (11) 公共工事の発注や物品及びサービスの調達等において、分離・分割発注は実施方法によってはコスト削減につながり、大手元請企業の中間搾取を排除し、工事・サービス等納入物件の質的向上の実現につながることから、適正な分離・分割発注を推進すること。
- (12) 知的財産権は中小企業等の重要な経営資源であり、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においても国等は知的財産権の取り扱いについて明確にし、知的財産権の財産的価値について十分に留意するよう求めている。しかし、実際の官公需の発注において、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合に、その帰属先等が十分に検討されることなく、著作権が発注者に譲渡される等の内容で契約されていることがある。そのため、発注者への権利譲渡を条件としない等の受注者の知的財産権に配慮した契約とすること。

### 3. 特定地域づくり事業協同組合制度の拡充・改善

#### 『重点要望』7 (石川)

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域において、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し事業者に派遣することにより、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することで移住・定住を促進し、その地域の活性化につながることから、市町村の制度理解の促進と制度の周知を継続的に図るとともに、永続的かつ着実な財政支援措置や居住環境不足への対応、また税の軽減措置を講じること。

### ④ 地域経済・振興対策

#### 1. 災害時における避難施設に対する環境整備の支援

##### 『重点要望』8 (三重)

南海トラフ地震の発生が予想される中、津波発生から沿岸に津波が到達するための時間的余裕が極めて少なく、津波避難のための十分な時間を確保できない地域も少なくないことから、各市町は緊急的な津波避難施設を確保する必要があり、耐震補強等に対する補助金、助成金を創設・拡充し、津波避難施設として活用できる旅館・ホテル等がある場合は、市・町は必ず協定を締結するよう連携を強化すること。

また、津波等災害時の避難所として使用される施設に対して災害関連死を防ぐために空調設備や蓄電池設備等の整備を進めるための助成措置等を講じること。

### ⑤ 金融対策

#### 1. 中小企業への円滑な資金供給体制の確立と金融機関への指導継続

##### (1) 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実

① 経済環境の変化(物価高、人手不足、取引先の倒産、米国関税政策の影響等)を乗り越えるための資金繰り支援の拡充を図ること。

② エネルギー等の原材料価格等の高騰により、日々の運転資金に支障をきたす中小企業者に対する適切かつ迅速な資金繰り支援のほか、経済社会の構造等の変化に適応していくための経営改善・事業転換に係る金融支援、そしてコロナ禍で増大した債務(ゼロゼロ融資など)に対応する事業者への事業再生支援など、事業者の実情に応じた金融支援を講じること。

③ 金融庁は、金融機関の「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を監督し、融資慣行として浸透・定着を図るとともに、令和6年3月にスタートした保証料率の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択できる信用保証制度の周知徹底及び経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるために策定された「経営者保証改革プログラム」に基づく積極的な融資の推進を図ること。

④ 業績の回復していない事業者に対する既往貸付に対する条件緩和や、借換等の制度の維持・拡充を図ること。

⑤ コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、民間金融機関に対して実質無利子・無担保融資の返済が行われている中、中小企業等が債務超過や赤字となった場合でも事業再構築などの前向きな取組の促進など、地域の金融機関においては、個々の中小企業等の実態を踏まえた新たな資金需要の支援を強化すること。

⑥ コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、民間金融機関に対して実質無利子・無担保融資の返済が行われ、物価の高騰により経営環境が依然として厳しい中、中小企業等が債務超過や赤字となった場合でも事業再構築などの前向きな取組の促進など、地域の金融機関においては、個々の中小企業等の実態を踏まえた新たな資金需要の支援を強化すること。

⑦ 生産性向上・経営基盤の強化・省力化に向けた取組み(スタートアップ企業との連携・DX・GX・SDGs等)に対する支援を強化すること。

⑧ 事業の将来性や顧客基盤等、企業の事業性を担保に融資を受けられる「企業価値担保権」の活用に向けた体制強化及びサポート体制の整備を図ること。

##### ⑨ 『重点要望』9 (三重)

日本銀行が実施した政策金利の引き上げに伴う借入金利の引き上げは、中小企業等にとって、賃上げと物価高騰に加え金利負担による経営悪化が見込まれることから、政策金利引き上げの影響が企業経営に及ぼないように柔軟な対応を行うこと。

⑩ 経営改善・事業再生に取り組む事業者に対し、既往貸付に係る条件緩和や、借換等の制度の維持・拡充を図ること。

⑪ 円滑な事業承継等を支援する金融施策の継続・拡充を図ること。

⑫「経営者保証に関するガイドライン」を周知徹底し、経営者保証に依存しない融資慣行の普及を図ること。

## 2. 政府系金融機関の更なる機能強化と融資制度の拡充

- (1)緊急時をはじめ商工中金及び日本政策金融公庫の果たす役割がますます重要になってきており、中小企業等の状況を的確に把握して実情に合った事業を展開するなど、機能の強化を図るとともに、地域の中核となる中小企業等の事業転換・設備投資、中小企業組合や地域資源を活用する企業連携体を支援するため、融資制度を拡充すること。  
また、商工中金は政府保有株式の売却により、民間株主で構成される金融機関となつたが、商工中金の利用者であり株主でもある組合等の意見が十分に反映され、引き続き、中小企業等の金融の円滑化を目的とし、足もとで加速する様々な事業環境変化に挑戦する中小企業等への支援を維持・強化すること。
- (2)経済環境の変化や企業が抱える事業承継、販路拡大等の課題を乗り越えるための対策を強化（相談対応の充実、特別貸付の拡充）すること。
- (3)セーフティネット機能を發揮するための危機対応業務の拡充を図ること。
- (4)資金提供の円滑化を図るため融資対象事業の評価に基づく低金利等優遇措置をとること。

## 3. 信用補完制度の充実

- (1)「経営者保証改革プログラム」に基づいた、不動産担保や人的保証に依存しない融資制度の促進を図ること。
- (2)金融機関と連携した保証審査期間の短縮化や、事務の簡略化を図ること。
- (3)信用保証協会のセーフティネット保証は資金調達力の弱い中小企業・小規模事業者をサポートする重要な施策であるため、信用保証協会の基金補助金の確保及び信用保険向け政府出資金を確保すること。
- (4)経済環境の変化等の緊急時における特別貸付に対し保証条件を緩和（無利子・無保証融資等）するとともに、無担保保証枠を拡大すること。
- (5)返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を図ること。
- (6)事業者選択型経営者保証非提供制度（保証料の上乗せを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる信用保証制度）の要件緩和や保証料の補助率の引き上げ、时限措置の延長や撤廃を図ること。

## 4. 高度化融資制度の弾力的運用

- (1)高度化融資制度の充実・強化（要件緩和、活用拡大）を図ること。
- (2)高度化資金の返済について、組合の運営は組合員の減少等により非常に厳しい状況にあり、当初の返済期限や返済額を履行できない組合が多数出でてきているので、返済条件の緩和について一層弾力的に運用すること。

## 5. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度は、取り引き先の倒産・廃業など貸し倒れリスク及び連鎖倒産を防止する備えとして意義ある制度であるため、次の見直しを行うこと。

- ①共済金貸付時に貸付額の10%を掛金総額から控除する制度は負担が大きいため、廃止すること。
- ②共済に加入して間もない時期でも、取引先の突発的な倒産に対する貸付が受けられるよう6ヶ月未満の貸付制限を見直すこと。

## ⑥ 税制対策

### 1. 消費税

- (1)国際情勢の影響等により経済が悪化している現状に鑑み、消費税率の見直しや二重課税（ガソリン税、酒税、タバコ税等）を解消すること。
- (2)現在、免税事業者については課税売上高が1千万円以下、

簡易課税制度については課税売上高が5千万円以下の事業者に対して適用されているが、零細事業者の事務負担を考慮しこの制度を維持すること。また、簡易課税制度については、納税者事務負担の軽減が必要な中小企業者や個人事業主であっても価格転嫁による売上高増加となり、5千万円を超える可能性があるため、適用要件の課税売上高を引上げること。

- (3)インボイス制度について、業種・業態ごとの実情や取引の実態を踏まえた負担軽減措置及びシステム改修等に対する十分な支援策を講じるとともに、2割特例や少額特例等の各種特例措置については、延長・拡充すること。

### 2. 法人税

- (1)国際競争力の向上を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引き下げと中小法人に対する軽減税率の延長・引き下げを図ること。
- (2)組合及び中小企業等の法人実効税率を引き下げるこ。
- (3)企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げるこ。
- (4)欠損金繰戻還付請求制度において、拡充及び繰越控除期間を延長すること。
- (5)中小企業組合において、賦課金収入に対する課税を撤廃すること。
- (6)中小企業及び中小企業組合の軽減税率を引き下げるとともに、適用所得金額を撤廃すること。我が国の経済成長の源泉である中小企業等の経営基盤や国際競争力の強化、また、創業促進の観点からも、中小企業組合及び中小企業に対する法人税率は、現行の軽減税率15%からさらに引き下げるとともに、適用所得金額については撤廃すること。
- (7)貸上げ促進税制について、中小企業に適用される必須要件（貸上げ）の引き下げや税額控除率の引き上げを行うこと。また、上乗せ要件（教育訓練費等）についても税額控除率の引き上げを行うこと。
- (8)中小法人の軽減税率を引下げ、適用所得金額を見直すこと。
- (9)法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大や中小法人向け租税特別措置の利用制限を行わないこと。
- (10)各種減税申請を行う際の手続きの簡素化を図ること。
- (11)貸上げ促進税制においては、適用期限の延長、控除限度額の拡充を図ること。
- (12)カーボンニュートラルに貢献する設備投資をした際の特別償却の割合及び税額控除額を引き上げること。

### 3. 同族会社・事業承継税制

- (1)「個人版事業承継税制」が創設されるなど抜本的に拡充されたが、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、自社株の評価方法等についての更なる見直しや簡素化を推し進め、制度の更なる充実を図ること。
- (2)中小企業等の事業承継が円滑に行われるよう、事業承継税制を活用することで後継者が取得した自社株式に係る贈与税・相続税について、納税猶予を受けられるが、雇用維持要件を満たせなかつた場合、書類の提出や助言が必要となるなど、中小企業等への負担が大きい。事業承継を円滑に行うためにも、非課税贈与額の拡大などにより、事業承継税制の一層の拡充を図ること。
- (3)事業承継税制は、平成30年度税制改正において、10年間（平成30年1月1日から令和9年12月31日まで）、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等の特例措置が創設されたが、多くの中小企業では事業承継への対応が進んでおらず、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、特例措置適用期間の延長を図ること。
- (4)事業承継・引継ぎを契機とする業態転換や多角化を含む新たな取り組みを支援する「事業承継・引継ぎ補助金」はあるものの、実情として事業承継には時間を要することが

- 想定され、公募期間や事業期間を長くするなど中小企業事業者にとってより効果的な運用となるよう制度を拡充・強化すること。
- (5)事業承継税制において、特例措置期間の延長や手続きの簡素化を図ること。また、取引相場のない株式の評価方法を見直すなど、中小企業への負担軽減措置を講じること。
- (6)事業譲渡に係る各税金の見直し及び軽減措置の拡充を図ること。
- (7)中小企業経営者が法人経営に供している個人資産については、事業用資産に準ずるものとして事業承継税制の対象とすること。

#### 4. 中小企業投資促進税制

- (1)中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制及び経営強化税制の更なる拡充を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。
- (2)中小企業投資促進税制において、特別償却率又は税額控除率の引き上げを行うこと。

#### 5. 自動車関係税制

- (1)我が国の自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重となっており、さらに、消費税率の引き上げに伴い一段と税負担が重くなっているので、自動車関係諸税を整理し、軽減すること。
- (2)生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化・拡充すること。
- (3)揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。
- (4)低年式自動車に対する自動車税のあり方を見直すこと。
- (5)一般財源となった自動車重量税を廃止すること。

#### 6. 事業所税の廃止

事業所税においては、事業所床面積及び従業者給与総額を課税根拠に算出し、赤字企業にも課税されることから負上げ等を阻害する税制のため廃止すること。

#### 7. 食事支給の非課税枠の引き上げ又は上限の撤廃

近年、弁当製造のための原材料費の高騰等の影響もあり、製造コストが上昇しているが、その上昇分を価格に転嫁するにあたり、提供先である事業者の食事支給の非課税枠が所得税法上、月3,500円以下であるため、事業者は事業主負担が3,500円以下になるように調整しており、価格引き上げ交渉が困難となっている。このため、食事支給の非課税枠3,500円の引き上げ又は非課税枠の上限の撤廃を図ること。

#### 8. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

- (1)「地球温暖化対策のための税」、いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対してCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率が石油石炭税に上乗せされているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講じること。
- (2)賞与及び退職給付金の繰入の損金算入ができれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の充実や経済活力を取り戻すことにつながるので、制度を復活させること。
- (3)役員報酬は、職務執行の対価であるにもかかわらず、損金算入には、定期同額給与や事前確定届出給与など厳しい制約が課せられているが、経営基盤が不安定な中小企業の実態を踏まえ、役員報酬を弾力的に改訂でき、損金算入できる制度にすること。
- (4)自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (5)電力多消費産業に適応されている再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の見直しについては、企業の負担増となり、国際競争力の低下につながるため、実施しないこと。
- (6)事業用地や公共・公益性のある共同施設などへの固定資

産税の軽減制度等、中小企業と地域にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減のための措置を講じること。

- (7)現在、碎石場等で採石作業に使用する軽油については、令和6年度税制改正により、令和9年3月31日までの期間限定で課税免除の特例措置がとられているが、碎石業界を取り巻く状況は、電力・燃料のエネルギー価格の高騰、急激な円安の影響も加わり、製造に関する調達部品の値上げ等が例をみないほど上昇している。加えて、人件費の増大、プラント設備等の老朽化に伴う維持費の増加、碎石山開発にかかるコストアップの中で、製品価格に転嫁することも困難な状況にあり、経営環境は日々厳しさを増している。中小企業にとっては、課税免除措置が廃止された場合、価格に転嫁することは困難であり、経営を圧迫することになる。よって、中小企業の経営環境維持のため令和9年3月31日に期限が到来する軽油引取税の課税免除措置の継続はもとより、恒久化することを要望する。
- (8)中小企業経営強化税制において、特別償却率又は税額控除率の引き上げを行うこと。
- (9)中小企業防災・減災投資促進税制における対象設備を拡充し、税額控除の対象とすること。
- (10)電子帳簿・電子申告など、各書類の保存や電子化に対応するための中小企業への支援策を講じること。
- (11)少額減税償却資産の特例を延長するとともに、限度額を引き上げること。
- (12)「津波防災地域づくりに関する法律」に基づいて県が指定した津波災害警戒区域において、市町が管理協定を締結した施設又は避難施設として指定した場合について、誘導灯や防災用倉庫等の償却資産に関する固定資産税の課税標準を、管理協定締結後5年間、又は指定後5年間、特例措置を受けて令和9年3月31日まで軽減されていることから、この特例措置を恒久化すること。

### ⑦ 労働対策

#### 1. 雇用・労働施策の拡充

- (1)急速な少子高齢化が進展する中で、貴重な労働力である子育て世代の労働者がその能力を発揮するためには、働きながら育児ができる環境を整備する必要があるため、認可保育所においては、土・日曜日保育の実施と延長保育時間の拡充や病児保育に対応することを認可条件にするとともに、保育所に対して必要な経費を支援すること。
- また、保育士の確保や継続就業は待機児童問題の解消につながるため、保育士養成学校の拡充並びに保育士の待遇改善に努めるとともに不登校児童・生徒等の受け皿となっているフリースクールへの財政支援を行うこと。
- (2)働き方改革関係法令の施行に伴い、その運用にあたっては、中小企業にとって過度な負担とならないよう十分に配慮するとともに、多様な働き方の実現に向け、中小企業が対応しやすい環境を整備すること。
- (3)《重点要望》10 (富山)
- 働き方改革による時間外労働の上限規制については、立場の弱い中小企業では、取引先の都合等により依然として実施が困難な状況にある。特に、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された自動車運転業務については、本年5月に改正された下請代金支払遅延等防止法の執行強化等により荷待ち時間の削減等をはじめとした時間外労働につながる取引慣行の見直しや、適正な運賃の收受に向けた環境整備を推進すること。また、同じく時間外労働の上限規制が適用された建設業については、上限規制を考慮した工期設定を行うこと。また、同じく時間外労働の上限規制が適用された建設業については、上限規制を考慮した工期設定を行うこと。
- (4)定年延長や継続雇用の延長など高齢者の雇用推進整備に取り組む小規模・零細事業者に対し、積極的な支援策を講じること。
- (5)多様な働き方の実現に向けた支援深刻な人手不足に陥っている中小企業において、女性・高齢者・障がい者等の働く意欲のある者は貴重な人材である。しかし、それぞ

れの立場や状況において労働環境や就労時間が制約される場合もあり、貴重な人材が就労に至っていない場合がある。そこで、働く意欲のある女性、高齢者、障がい者等の希望に基づく多様な働き方や働く環境づくりのための支援を措置・拡充すること。

(6) 65歳以上の高齢者継続雇用に対応するため、減税措置や給付金等による支援策の強化を図ること。

## 2. 中小企業の経営状況等を踏まえた最低賃金の設定及び賃上げ支援の強化

### (1) 《重点要望》11 (愛知 岐阜)

中小企業・小規模事業者の現況は、燃料・原材料等の高騰、人手不足、価格転嫁が困難など、課題が山積しており、景況感は良くない。こうした状況下において、政府からの更なる賃金引き上げ要請や最低賃金の引き上げについては、収益状況を悪化させ、経営に大きな影響を与えるかねない。そのため、賃金引き上げ要請や最低賃金の引き上げについては、中小企業・小規模事業者の現状に十分配慮したうえで慎重に行うことに加え、中小企業の賃上げを可能とするため、労務費を含む価格転嫁を強力に推進すること。

また、政府の賃金向上推進5か年計画の政策パッケージ案として、5月22日の政労使会議において、「最低賃金については2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、各都道府県で、中央最低賃金審議会の目安を超えて最低賃金の引き上げが行われる場合には『政府の補助金(交付金)による重点的な支援』を行う」との内容が追記された。この方策は、地方最低賃金審議会において、実質的に目安以下の判断を抑えるインセンティブであり、地域の実情に応じて議論するという審議会本来の趣旨を歪めることになりかねない。また、最低賃金に関する補助金は国民全体のセーフティネットとして活用されるべきであり、目安以上の最低賃金引き上げを誘導するための政策手段とすべきではないことから、案の見直しを行うこと。

(2) 賃上げを実施する企業に対し、各種補助金や減税等による優遇措置の強化を図ること。  
(3) 中小企業が賃上げを実施するための適正な価格転嫁を大企業等の取引先企業に対し推進・指導すること。  
(4) 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を図ること。

## 3. 社会保障制度

(1) 社会保険制度については、中小企業の経営実態等に配慮し、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。  
(2) 社会保険料の引き上げや適用拡大については、中小企業の活力の維持・発展を阻害する事がないよう慎重に検討すると共に、事業者負担の軽減又は経費補助による支援を実施すること。

### (3) 《重点要望》12 (三重)

中小企業等への負担が過度にならないよう、社会保険の保険料率の安易な引き上げは行わないこととし、中小企業等の賃上げに伴う社会保険料の負担軽減支援策の創設を中心とした社会保険制度の改善を行うこと。

(4) 年収の壁の見直しに関する制度変更是、対象となる労働者や事業者にとって生活や雇用に直結する重要な事項であることから、当事者に対して分かりやすく、タイムリーかつ十分な情報提供が行われることが不可欠であり、国および関係機関に対し、制度内容や影響に関する丁寧的で確かな広報・周知の徹底を強く要望する。

(5) 働き方改革関連法改正による時間外労働の上限規制適用の影響を受ける業種の労働環境整備等を図ること。

(6) 協会けんぽの安定的な財政運営による保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないよう、国庫補助率を本則の20%(現行16.4%)に引き上げること。併せて、健康保険料率の引き上げについては中小企業の経営や雇用に及ぼす影響が大きいことから、安易な引き上げは行わないこと。また、国民皆保険の見地から、協会けんぽ、総合型健康保険組合等それぞれの健康保険者への公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療の負担や保険

料率の設定のあり方を見直すこと。

## 4. 教育・人材育成

中小企業において、人材の確保・育成は大きな経営課題である。特に技能の継承という観点からも、ものづくり人材の育成、若年者の確保は急務であることから、大学等教育機関と産業界の連携によるキャリア教育・職業教育事業に対する支援、新入社員や若手従業員の育成・定着支援等の更なる対策を講じること。社会情勢(デジタル化、働き方改革など)の変化に対応できる人材の確保・育成は喫緊の課題となっており、事業所内での教育訓練・人材育成強化に資する支援施策の拡充を求める。

## ⑧ 人材対策

### 1. 中小企業の実態を踏まえた人材の確保・定着・育成等に関する支援の強化

(1) 若年者人材を確保・定着させるため高校の就職指導担当者等とのマッチング機会を提供するなどの支援策を強化すること。  
(2) 女性、高齢者、障害者等の更なる雇用対策の強化及び雇用に際し必要となる職場環境整備に対して助成金による支援を講ずること。  
(3) 地域産業を支える製造業・建設業等の技能者育成、技術・技能継承への支援を強化すること。  
(4) 人材育成機関としての中小企業組合へ教育事業費用に対して助成金による支援を講ずること。  
(5) 技能検定制度については、中小企業のニーズを踏まえた職種の拡充を推進すると共に、技能検定試験を実施する組合・中小企業等への支援を強化すること。また、実技試験受験手数料の減額対象者の年齢引き上げ等を図ること。その一つに、技能検定制度の「内装仕上げ施工技能士」について、業種や職種区分と作業内容が実態とマッチしない部分も見られることから、経済や産業構造が変化するに併せて、制度や試験内容の見直しも検討されたい。そのほか、建設工事関連業の現場作業者における「登録基幹技能者」、中古自動車販売店の販売員が認定される「中古自動車販売士」など、業界固有のエキスパート人材を認定する資格制度の国家資格化を図ること。

(6) 「月60時間超の時間外労働への割増賃金率」については、中小企業への猶予措置が令和5年3月末をもって終了し50%へ引き上げられたが、長時間労働の要因は業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なることから、対応に困難な中小企業等に対して、労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進、休息時間の確保等の長時間労働抑制に向けた取り組みを行った場合における助成金等支援策の拡充・強化を行うこと。

(7) 従業員の職務に関する知識・技能やDX等専門的スキルの習得、リスキリングへの取組みを促進する組合・中小企業等に対する支援を充実・強化すること。

### (8) 《重点要望》13 (岐阜 富山)

採用活動に充てられる予算や人員が限られている中小企業においては、公的な職業紹介への期待は高く、求職者と求人企業のマッチングの質を向上するうえで、業種・業界のニーズを踏まえた人材と仕事のマッチング機会を創出することが重要であることから、ハローワークの機能強化など、公的職業紹介のマッチングの質向上・体制強化を求める。

また、山間地域における雇用環境は深刻で、多くの業種、企業で人手不足の悩みを抱えている。地元企業への新卒者の就職は、極くわずかであり、地区外、県外への進学、就職者が圧倒的に多く、地元に人材が残らない。今後、企業によっては人材不足による廃業も危惧される。そこで、地方における人手不足を解消すべく、都市部からの若者移住・定住促進を進める施策の充実・強化、U・I・Jターン人材の受け入れの取組み支援、魅力的な地元企業の育成や外部からの企業誘致などを進める自治体の取組みバックアップなどを要望する。

(9) インターンシップは大企業と比べ知名度の低い中小企業にとって、自社の魅力を学生に伝える有効な機会であり、入社後のミスマッチ防止の効果も期待できることから、インターンシップなどを通じた中小企業で働く魅力の発信強化と採用力

向上に向けた支援を強化すること。

- (10)雇用条件等で大企業と比較し不利な条件である中小企業に対し、魅力発信や社内環境の改善等による人材確保競争力の向上を支援すること。
- (11)電気工事の現場や電気設備の保安点検は勿論のこと、事業協同組合等が行う共同受電事業の安全で安定した運営に欠かせない電気主任技術者の人材確保に向け、電気主任技術者専任要件である第3種から第2種、第2種から第1種への昇格要件の見直しを要望する。特に実務経験年数の緩和や実務内容の柔軟な評価、研修受講による代替制度の導入などにより、段階的な資格取得を促進し、地域産業を支える人材の確保につなげたい。

## 2. 中小企業のニーズ等を踏まえた外国人材受入れ制度の構築

- (1)転籍については、大都市圏流出防止のための措置を講じる等、地方の人材確保に配慮した転籍条件を設けるとともに、転籍にあたっての適切な費用用補填を行うこと。
- (2)《重点要望》14 (愛知)  
新たに創設される「育成就労制度」への移行にあたっては、現行の外国人技能実習制度の2号移行対象職種のすべてが網羅されるよう、特定技能制度の特定産業分野を設定するとともに、育成就労制度の対象分野に設定すること。また、その分野については、国が設定する明確な分類のもとに設定すること。加えて、現行の2号移行対象職種ではない業種であっても、業界や地域における生産性の推移、人手不足の状況を把握し、中小企業の外国人材確保に影響が生じないよう人手不足感の強い全ての職種で受入が可能となるよう対象分野を拡大すること。
- (3)特定技能制度における悪質な登録支援機関を排除するための措置を講ずること。
- (4)外国人技能実習生を雇用する際に、実際は外国人が日本の労働基準法や雇用に関するルールについて、知識不足、言語の違い等からトラブルが生じるケースがあるため、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場の定着を図るために補助される助成金「人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)」があるものの、その対象が通訳費や翻訳機器導入費、翻訳料等に限定されている。そのため、育成就労制度への円滑な移行を図るために、育成就労制度に特化した新たな補助金を創設して、中小企業等への育成就労での外国人受入れを支援すること。
- (5)育成就労制度への移行に関する情報や法令、要件等の決定事項については速やかに開示するとともに、各種申請に係る添付書類の整理・簡素化を図ること。
- (6)外国人材に対する日本語教育に係る経費補助や支援を行うこと。

## ⑨ エネルギー・環境

### 1. 環境・エネルギー

- (1)中小企業者が取り組む環境保全義務対策(土壤汚染・緑化・騒音・水質・PFAS・PCB・アスベスト・廃プラチック等)に対する支援を強化・拡充すること。特に、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物の処理に係る費用を全額負担するなど財政支援措置を講じること。
- (2)中小企業者がJ-クレジット制度を利活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講じること。
- (3)エコリース促進事業補助金は、再生可能エネルギー設備や低炭素機器をリースで導入した際リース総額の2~5%を補助する制度であり、積極的な設備投資を行う上で有効な手段であるが、昨年度から工作機械等一部が除外されたため、対象機器の復活と予算の増額を行うこと。
- (4)サーキュラーエコノミー実現のための規制緩和や研究開発、設備投資に対する支援策を講じること。
- (5)環境に配慮した製品や新技术の研究開発・設備投資に対する補助金等の支援策を講じること。

### 2. 原油・原材料高騰への支援策の強化

- (1)《重点要望》15 (富山・石川)  
原油・原材料価格が高騰及び人件費が上昇する中、中小企

業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。

- (2)「価格交渉促進月間」並びに「パートナーシップ構築宣言」に基づき、受注側企業における労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト上昇分について、円滑に反映できる体制構築に努めるとともに価格転嫁等の監視及び指導を強化すること。さらに、企業のエネルギーコスト(電気・ガス・ガソリン等)の一部を補助するための補助金の継続と拡充、そして通年での実施を求めるほか、特別高圧契約で受電する工業団地や中小企業等に対する電気料金支援についても引き続き求める。また、再生可能エネルギーの導入に向けた、設備投資補助金や低利融資制度の創設・拡充を求める。
- (3)原油、天然ガス等のエネルギー価格の高騰状況に対応した電力価格の抑制を措置するとともにエネルギーの安定供給を行うための施策を講じること。
- (4)急激なエネルギー価格の高騰によって価格転嫁の困難な中小企業等の負担を直接的に軽減するため、国は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を延長して実施しているが、補助がなくなった場合には中小企業等の収益の悪化が予想されるため、電気代・ガス代に関する激変緩和対策を一定期間継続支援すること。

### 3. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

- (1)電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力のデマンド制について、基本料金の算定期間の短縮(1年→6ヶ月)又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。
- (2)カーボンニュートラルの達成と省エネルギー設備の導入を推進するための支援を継続拡充すること。

### 4. カーボンニュートラル達成に向けた中小企業等の取り組み支援策

政府は「2050年カーボンニュートラル」を実現すると宣言し、2030年度に温室効果ガスを、2013年比で46%削減することを目指すと公言しており、まずは、2030年に向けて産業部門や業務部門に対し、大幅な省エネを行うことが求められている。

中小企業等においても、それぞれの事業内容に照らし、脱炭素、そして省エネ等に積極的かつ主体的に取り組む必要がある一方で、経営資源に不足する中小企業等の現場においては、脱炭素が自分のビジネスにどう関係してくるか、何をすればいいのかといった入口のところで、足踏みするレベルの事業者も少なくない。

そこで、中小企業等が関わりやすい形で、現状の認識と対策の立案、実行に向けた支援が必要となるほか、中小企業等の脱炭素への取り組み、課題など現場の実態に配慮し、脱炭素に向けたロードマップ策定について、不断の見直しを図りながら進めること。

## ⑩ 工業対策

### 1. サプライチェーン対策の充実

原材料等を海外に依存することなく、国内で需要・供給するための設備導入や生産拠点の整備などに対する補助金等の支援を講じること。

中でも、食品加工業においては物流課題として、温度管理がある中で、昨今のドライバー不足により、ますます物流サプライチェーンの保持が厳しくなっている。食料輸送という温度管理が必要な特殊事情を踏まえての物流サプライチェーンへの支援を強化すること。

また、海外生産・調達に依存する半導体や蓄電池などの部素材について、国内での生産体制の構築支援を求めるほか、レアアースなどの重要鉱物について、特定の国に依存しすぎないよう企業による海外での権益取得に対する支援も積極的に講じること。

### 2. ものづくり支援対策 《重点要望》16 (岐阜)

- (1)通称「ものづくり補助金」については、中小企業・小規模事業者の設備投資意欲の促進、事業の多角化、経営意識の変革等、地域の産業社会を活性化する役割を担っており、事業を

- 通じて開発した試作品等の商品化等をより確実なものとするために、本事業を恒久化すること。
- (2)生産性向上・経営力強化に大きな役割を果たしてきた「ものづくり補助金」及び省力化・省人化を後押しする「中小企業省力化投資補助金」について、継続的な補助金事業の実施と適切な事業期間を確保すること。
- (3)「ものづくり補助金」の事業実施体制が変更され、問合せ対応や申請書類の要件チェック等が全国事務局において一括して行われるようになったことにより、サポートセンターに電話が繋がらないといったケースや書類審査等に相当の時間を要していることから、事業者や支援機関から地域事務局に対し多くの問合せが寄せられている。  
そのため、全国事務局だけで一括管理・運営を行うのではなく、従来どおり地域事務局を有効活用するとともに情報共有を図り、事業者に寄り添った支援体制にすること。
- (4)「ものづくり補助金」では従来、認定支援機関確認書の提出が必須であり、公募申請時に支援が行われ、申請書の内容、必要書類の支援が行われた。しかし、令和元年度補正の「ものづくり補助金」より廃止された結果、初めて申請する事業者、一度も採択されていない事業者などからは申請書類がA4一枚で数行の内容のないもので申請されている。また、「会社全体の事業計画」の基準年度等の間違い、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の間違いが非常に多く見受けられ、採択後の修正依頼の業務が多くあるため、そのような応募を少なくするために、再度、認定支援機関の支援を受けて「ものづくり補助金」の応募がなされる活用を図ること。
- (5)知的財産権の取得や保護に対する費用の軽減措置など知的財産活動に対する支援策を講じること。
- (6)熟練技能者が長年の経験で培った技能、ノウハウや専門的な知見などの円滑な継承や人材育成のために行う教育訓練に対する費用の補助を行うなどの支援策を講じること。
- (7)中小製造業がアイデアや技術を有するスタートアップ企業との連携を図る際の研究開発費等を補助するなどの支援策を講じること。
- (8)人手不足が顕在化している中、今後は更なる少子化により人材の獲得が難しくなり、中小企業において人手不足に拍車がかかることが容易に想像できる。こうした中、中小企業では人手不足対策として、生産性向上に向けた省力化設備への投資が必要となる。そこで、中小企業が意欲的に設備投資できるよう、省力化投資補助金の充実(補助率のアップ及び補助上限額の引き上げ)を図ること。
- (9)「ものづくり補助金」「中小企業省力化投資補助金」などの設備投資等を支援する補助金について、申請要件の緩和及び補助率の引き上げ、申請書類・手続きの簡素化を講じること。
- (10)自然災害やアメリカの関税政策等、外部環境の変化により収益が低下した事業者に対する補助期間の延長や補助率の引き上げ等の特別措置を講じること。

- 3. 不当廉売及び優越的地位の濫用の防止、下請取引の適正化**
- (1)不当廉売及び優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して、国は迅速かつ的確に、実効性のある対処を行うこと。
- (2)弱い立場にある中小受託事業者が委託事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように法制度や業種別下請ガイドラインの周知徹底を図ること。
- (3)エネルギー・原材料価格高騰などのコスト負担増や従業員の賃上げ等を実現するために、中小企業が適切に価格転嫁し、利益を確保しやすい取引環境の整備に向け、引き続き大企業など親事業者に対する、法制度に基づいた厳正かつ適正な指導等を講じること。
- (4)取引条件改善、価格交渉のために活用できる中小企業組合の団体協約・組合協約制度をより実効性の高いものにするための措置を講じること。
- (5)下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする通達を親企業が遵守するよう指導すること。
- (6)立場の弱い下請け等地域の中小企業者が強いられる不公平な取引慣行を是正し、公正・公平な取引慣行の実現に向けた政策を推進するとともに、下請け法など関係法令への罰則規定の盛り込みなど、大企業等親事業者への指導強化に

- も取り組むこと。
- (7)中小小売業は、大手量販店との価格差やECサイトでの競争の激化により、経営環境が悪化し続け、将来の展望が開けない状況となっていることから、国は中小小売業の現状を直視して、「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、優越的地位の濫用、不当表示、誇大表示等の不公正な取引や悪質サイトに対して、監視・監督の強化に努め、違反行為に対しては迅速かつ実効性のある処分を行うこと。
- (8)「構造的な価格転嫁」の実現を図るための「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払い遅延等の防止に関する法律」(旧下請法)の更なる強化及び転嫁拒否が疑われる事案に対しては強力な罰則規定を設けるなど、実効性のある価格転嫁対策を政府主導で推進すること。
- (9)価格転嫁に銳意努力しているが、航空機産業特有の価格決定や防衛省からの調達、支払いにおける後年度負担の仕組みなど、下請構造による難しさがある。円滑な価格転嫁に向けたセミナーにも参加しているが、一般論を唱える評論家の意見だけでは解決できそうにない。親会社の理解と支援は得られているが、十分とは言えない。価格転嫁がスムーズに行かないと継続した賃上げに支障をきたし、ひいては航空宇宙産業の成長にも影響が出かねない。行政から親会社への働きかけを期待する。

#### 4. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

- (1) **《重点要望》17 (石川)**  
「ものづくり基盤を支える地場産業や伝統的工芸品産業において、技術保持者の廃業により地域独特の文化の担い手が途絶えることにつながることから、存続発展を図るため、国は抜本的な対策を講じるとともに、業界の活性化と産業の振興を強く進める各産地の協同組合等への支援も併せて行うこと。また、それら地場産品の販路を拡大するための支援制度を充実すること。
- (2)ユネスコ無形文化遺産に登録されている縁付金箔の伝統技術の保護・承継と需要拡大への支援を図ること。

#### 5. 食品の安全管理に必要な衛生管理の導入に向けた支援策の拡充

食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に義務づけられているなか、食品安全に関する認証はHACCP以外にも存在している。大手流通からは、HACCP以上の認証規格であるISO22000や、さらに上位のFSSC22000という認証が求められることが増えて来ている。そのため、HACCPを始めとした食品安全管理に必要な認証制度への支援策を講じること。

また、食品製造・加工現場における省エネルギー型の殺菌・加熱技術やIoT/AIを活用した冷蔵・物流の最適化システムの構築のほか、バイオマス素材や可食パッケージといった廃棄されないエコパッケージの開発など、食品加工・物流におけるカーボンニュートラルに寄与する製品、技術などの開発支援を求める。

#### 6. 新分野進出に向けた大学・公設試験研究機関等の機能拡充・強化

昨今のデジタル技術革新は、目覚ましいスピードで進行しているが、高度な技術やノウハウを持つ中小企業等が自社の技術をどのように活用できるかを苦慮しているため、意欲のある中小企業等の持つ高度な技術が活かされるよう、大学・公設試験研究機関等の機能・体制を拡充・強化するとともにDX人材の育成及び試験機器等の充実を図ること。

#### 7. 新分野進出・業態転換への支援

社会構造・経営環境の変化により新分野・新事業展開や業態転換等を余儀なくされ、従来の事業を縮小せざるを得ない中小企業・小規模事業者が多い。異業種や他の業態との連携など新たな取り組みに対する支援策を講じること。

#### 8. 金属アーク溶接等作業における設備投資等の支援

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったた

め、これらを特定化学物質に加え、労働者へのばく露防止措置を義務付けることとした政令、省令改正等が行われ、令和3年4月1日から施行されている。特に金属アーク溶接等作業を行う事業場においては、従来の「粉じん作業」としての規制に加え、新たに特定化学物質としての措置も義務付けられることとなり、中小企業等にとっては、多額の費用負担が発生している。

一部安全対策にかかる消耗品の購入にかかる補助金が交付されていたが、今後も安心安全な作業場環境の構築が促進されるように、作業床の改造等の設備投資を支援する補助金制度についても支援策を拡充すること。

## ⑪ 商業対策

### 1. 物価高騰が進む環境下における中小商業者に向けた支援の拡充強化

- (1) 高止まりする電気・ガス料金の価格動向を踏まえて補助を継続するとともに、補助対象を拡大すること。
- (2) 物価高騰による節約志向の高まりを解消するための消費喚起策として、地域商品券の発行やキャッシュレスポイント還元策を実施すること。
- (3) 新たな販路拡大のためのPRや設備投資に向けた支援策を拡充強化するとともに、協同組合等の連携組織も支援対象とすること。
- (4) 物価高騰の状況下においても安定的な売り上げを確保するために、特色のある地域資源や観光資源を活用し、価値向上を図るためのブランド化や新商品開発に対する長期的な視野に立った支援策を講じること。

### 2. まちづくり、中心市街地活性化

- (1) 極めて厳しい状況下にある商店街の活性化を図るため、商店街連運算の拡充を図るとともに、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の自助努力を支援するため、来客誘致のための集客イベントの開催や駐車場対策など地域住民の利便性向上に向けた支援策を一層充実すること。
- (2) 人口減少が深刻化する中で、地域の活性化を図るため、機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を図る取り組みを強力に推進すること。
- (3) 公共・公益性のある共同施設(アーケード、駐車場等)は地域の活性化、地域社会の維持・発展に大きな役割を担っており、その設置、修繕及び維持管理の費用に対する助成制度を拡充・強化するとともに、これら施設に係る固定資産税等の負担軽減措置を講じること。
- (4) 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常に育成する制度を創設すること。
- (5) 高齢者等の買い物弱者に対する支援策として、地域密着型の機動性のある地元商店街組織、商業者施設及び中小の流通事業者を活用すること。
- (6) 低迷を続ける個人消費を拡大し、地域経済の好循環をより確実にするため、平成26年度補正予算により地方創生交付金で実施し大きな成果があつた「プレミアム商品券」の発行など、効果的な個人消費喚起策を講じること。
- (7) 商店街は魅力あるイベントの実施等によって活性化を目指すことが求められているが、近年、店主の高齢化・後継者不足による廃業や空き店舗の増加、魅力ある個店の減少等を背景に商機能が弱体化し、厳しい状況が続いていることから、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある補助金制度を構築すること。
- (8) 中小小売店及び商店街が、安心安全なまちづくりの担い手として、街頭犯罪を抑止するための防犯カメラや街路灯の設置及び維持管理に対する支援策を拡充・強化すること。
- (9) 大規模小売店舗に対して、地域商業者組合への加入・協力を促し、地域商店と連携して賑わいあるまちづくりを推進するためのガイドラインの制定を行うこと。
- (10) 激甚化・頻発化する自然災害に対応するための防災・減災に対する支援策を拡充・強化すること。
- (11) 各地域に残った大型宿泊施設の廃屋撤去とその活用に係

る補助金の拡充をすること。また、これ以上に廃屋を生まない活用の仕組みづくりを地方自治体と連携して行っていくこと。

- (12) 地域の再構築を図るため、アーケード等老朽化した施設の再建又は取り壊しに対する支援策を講ずるとともに、空き店舗対策の支援をすること。
- (13) 観光産業だけに頼らない自立したまちづくりのため、観光と地域内における産業連携の促進など、地域活性化に対する支援を講ずること。

### 3. 商店街振興組合等に対する優遇措置

法人格を有する商店街振興組合や商店街協同組合は、各種事業を通して各市の地域活性化に貢献するとともに、法人税等の納税の社会的責任を果たし、任意の商店街組織と比較して責任の所在が明確であることから、国等の補助事業の実施にあたっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額等に差を設けるなどの優遇措置を講じること。

### 4. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

- (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

### 5. 不当廉売・不当表示等の取り締まり強化

- (1) 大規模小売店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当廉売、不当表示等の違反行為に実効性ある対応を実施して、適正価格で販売できる仕組みを作ること。
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(旧:下請法)の枠組みに限らず、その他の中小企業の取引に対しても不当に長い支払期日を設定しないよう指導・監督を行うこと。
- (3) 大規模小売店に対して、地域商業者の働き方改革を促進するため、休日労働や営業時間短縮等について特段の配慮をするよう指導助言を強化すること。
- (4) 優越的地位の濫用による不公正な取引防止のため、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(旧:下請法)及び受託中小企業振興法の厳正かつ的確な指導・監督を行うこと。
- (5) 不当廉売は、価格の安さ自体を不当視するものではないが、中小企業等の効率性によって達成した低価格販売ではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは独占禁止法上問題となる場合がある。特に、石油販売小売業においては、元売の標準的な仕切価格やサービスステーション運営に必要な経費の額から判断して、採算が取れないと思われるガソリンの廉売事例が発生すると、周辺サービスステーションの経営に甚大な被害を及ぼすこととなる。そのため、採算割れと思われる廉売によって、自社のガソリン販売量が減少するなどの被害を受けている場合は、公正取引委員会が速やかに情報収集や調査を行い、適切な指導を行うこと。また、多店舗展開を行っている大規模な事業者による給油所の形態(スーパー、ホームセンター等の併設)等によっては、地域周辺の石油販売小売業の事業活動に影響を与えると考えられるため、不当に低い価格だけでなく影響要件についても、既に「ガソリンガイドライン」で示されているが、これを法制化によって規制すること。

### 6. 団地組合の再整備に係る支援策の創設等

卸商業団地などの団地組合は地域の産業や雇用を支える存在であり、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、再整備に対して支援を行うこと。

## ⑫ サービス業対策

### 1. 中小企業物流対策支援

- (1) 安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・

- 保守・再整備を強化すること。
- (2) 燃料油価格の高騰状況を踏まえて燃料油価格激変緩和措置を機動的に措置すること。
- (3) 「物流革新に向けた政策パッケージの取組状況について」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を着実かつ確実に実行すること。
- (4) カーボンニュートラルの実現や交通安全対策に向けた次世代トラック及び関連機器導入に対する補助の継続及び拡充すること。
- (5) 輸送効率向上及びドライバー不足を解消するため、運転免許の重量等の区分を緩和すること。
- (6) 物流業界は「2024年問題」に象徴される労働力不足や、カーボンニュートラルへの対応など、持続可能性への大きな転換点を迎える。特に長距離輸送において、トラックへの過度な依存から脱却し、運送会社の労働環境と人材不足における課題の克服を目指すうえでも、鉄道輸送との連携による「モーダルシフト」の推進が喫緊の課題であり、トラック輸送と鉄道とのジョイント、国内配送コラボの実現強化に向けた環境整備を求める。

## 2. 高速道路割引制度

- (1) 平成26年4月の高速道路料金割引制度の見直しにより、事業者の輸送コストが増加している。小規模事業者の輸送コスト削減はもとより、「休日上限1,000円制度」などの観光需要を喚起し地域活性化を促すような多面的な割引制度となるよう再度見直すこと。
- (2) ETCマイレージポイント還元率を拡大すること。
- (3) ETCコーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象となる地方部最大100kmまでの走行分について大口・多頻度割引の割引対象走行にすること。
- (4) 事業協同組合等が行う共同精算事業において、ETCコーポレートカードの利用約款の変更により、違反点数の累計期間が3ヶ月から2年に延長されるなどにより利用停止措置が厳しくなったが、組合が組合員の運行管理に対する監督には限界があるので、見直すこと。
- (5) ETC大口・多頻度割引利用者への、道路法(車両制限令)違反に対する罰則の算定基準について、所有車両台数に応じた基準とすること。
- (6) 長距離輸送の効率化を図るため、高速道路の長距離割引制度について現行の100~200kmまで25%の割引、200km超が30%割引から、100~200kmまでを30%、200km超を40%の割引に拡充すること。
- (7) 国土交通省より、高速道路の深夜割引の見直し案(深夜の適用時間帯に走行した分のみ)が示されたところ、多くの組合員より見直し案に反対する意見があり、現行制度における割引適用待ちの車両の滞留は社会問題化しているが、一方、トラック運転手の労働環境の改善に繋がるとは言い難く、新たな問題が生じる可能性があるため見直し案を再考すること。

## 3. 観光対策

- (1) 宿泊観光産業の地位向上に向けた取組みとその発信をするとともに、地域一体となった観光地・観光サービスの高付加価値化に向けた支援や持続可能な地域となるような事業再生に向けた支援を計画的・継続的に講ずること。
- (2) 観光により地域全体を活性化させ、多くの業種に経済効果を波及させるために、観光地域づくり法人「DMO (Destination Marketing Organization)」に対する支援のみではなく、体験ツアーなどの旅行商品を企画し販売する「DMC (Destination Management Company)」に対する支援策も講ずること。

## 4. 葬祭業者の登録制・届出制

- (1) 現在、葬祭業は、墓地埋葬法第3条の遵守以外に許認可・届出等の法規制が存在しないことから、インターネットを活用して葬儀社の紹介に特化し、施行に対して責任を持たない事業者が増えている。一部地域では、火葬までの時間がかかるため、ご遺体保管をビジネスとして請け負う事業者も出現しており、公衆衛生上、近隣住民と大きなトラブルになって

いるケースもある。

このため、こうした問題の実態調査を行うほか、社会的な対応や現在法的根拠のない葬祭業界において、登録制・届出制とすること。

- (2) 行政(地方自治体)と葬祭業組合及び葬祭業者が連携して終活サポートを行うための体制整備に向けた支援を行うこと。

## 5. 自動車特定整備業に対する補助金等の創設

近年の自動車整備業界では、ハイブリッド車や電気自動車の普及により複雑化、高度化する技術に対応した自動ブレーキ等の安全性能の向上や高度なコンピュータ化が進み、整備工場においても特定整備に対応した新たな設備投資が必要になってきている。しかし、高度な検査機器の導入等の特定整備への設備投資には多額の費用がかかるため、中小企業等が設備投資を積極的に促進できるように補助金等の予算を確保するとともに、補助金等の早期公募や増額、自動車整備業に特化した工場等の設備投資補助金の創設等具体的な支援策を講じること。

## 6. 石油販売業界の持続的な発展・維持を目的とした支援策の強化

- (1) カーボンニュートラルの実現に向けた合成液体燃料開発予算の拡充

自動車のカーボンニュートラルの方向性が不透明である中、これから経営に与える影響や具体的なロードマップがいまだ示されていない。ガソリンスタンドは、地域のサービスステーションとして平時・災害時にも安定供給責務を全うすることが必要であり、そのための具体的なロードマップの策定や経営多角化・事業転換等の政策支援に加え、既存のサービスステーションのインフラがそのまま活用できる二酸化炭素と水素から製造する「合成液体燃料」の早期実用化に向けた開発にかかる予算や石油元売りに対するグリーンイノベーション基金をはじめとした更なる予算を拡充すること。

- (2) 「過疎地問題」を解消するサービスステーションの存続対策の強化

全国のサービスステーション数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少し続けているが、近隣にサービスステーションがない住民にとって、自家用車や農業機械等への燃料供給や移動手段を持たない高齢者への冬場の灯油配達などに支障をきたし、「過疎地問題」が顕著化されつつあるため、地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点から自治体等がサービスステーションの存続についての対策を積極的に取り組むこと。

- (3) 物価高に対応する観点から、燃料油激変緩和補助金が組み直されているが、地政学的なリスク要因を背景とした今後の価格高騰リスク等や様々な経済情勢を見極めるため、継続的に実施すること。

## 7. 市街化調整区域における物流施設等の開発許可への対応

中小企業者が全体の99%を占めるトラック業界において、自然災害対策や事業継続に向けた営業所や物流施設等の移転・新設、共同化や事業集約における施設整備等の適正な用地取得が難しくなっている一方で、自然災害は以前より頻発・激甚化する傾向にあり、緊急物資の輸送等を担うトラック運送事業者の役割はより重要となっている。

現状、市街化調整区域等において物流施設等の開発を行う場合、開発許可が必要といった立地規制があり、これが自然災害対策や事業継続力強化に向けた施設整備を行う際の投資意欲を低下させる一要因にもなっていることから、開発許可に要する時間を短縮するなどの必要性を見直すこと。

### 要望事項は隨時お聞かせください

毎年開催される「中小企業団体全国大会」では、中小企業施策に係る国等への要望事項を決議しています。本会においても中小企業及び組合等に関する施策・制度等の充実・強化のため、毎年要望事項を提出し施策に反映されるよう努めています。

県下の組合や組合員、業界において直面する諸問題、国等へのご意見等がありましたら、ぜひ本会にお知らせください。

# 中央会活動

## 経営支援に関する連携協定を締結

中央会は、7月29日に大樹生命保険株式会社 岐阜支社と「経営支援に関する連携協定」を締結した。全国の中央会では15番目、東海北陸ブロック中央会では初。

この連携協定は、2者の緊密な連携により、中央会の会員組合・組合員企業の経営支援に資する取り組みのほか、経営力強化や事業承継等の取り組みを支援し、ひいては地域経済の活性化を図ることが目的。

締結にあたり、傍島会長は「生命保険会社との連携協定は大樹生命保険とは初めてであるが、すでに福利厚生制度などで長いお付き合いをさせていただいている。特に今年からは大樹生命保険と共に連携プロジェクトを発足し、一層の推進を図っている。そのような中で連携協定が締結できたことは、会員組合等のお役に立つものと確信している。」とあいさつ。

また、大樹生命保険の黒田岐阜支社長は「今年から、岐阜県中央会との連携プロジェクトを発足し、活動をスタートさせたタイミングでこの連携協定が締結できたことは、連携プロジェクトを推進していく上での大きな原動力になるとを考えている。大樹生命保険としては、この連携協定により、岐阜県中央会と共に地域活性化に繋がる貢献、また、ビジネスチャンスを作るようなセミナーなどの開催を通じて、県内中小企業の皆様のお力になれると確信している。」とあいさつした。



傍島会長(右)と黒田支社長(左)

## 「陶磁器関連業界における情報交換会」を開催

中央会は、8月20日及び9月1日にセラミックパークMINOで「陶磁器関連業界における情報交換会」を開催し、20日はタイル業界の商業・工業組合を対象に14名が、1日は陶磁器卸商業組合を対象に17名が参加した。

この情報交換会は、昨年度に引き続き陶磁器関連業界の業界別に実施し、業界固有の課題や組合運営の実情を把握し、今後の新たな事業展開や方向性を探ることを目的としている。

参加者からは、事業承継問題や高齢化による人材や職人不足問題の他、組合員が減少する中、工業組合と商業組合が今後タッグを組んで業界全体で盛り上げていく必要があるとの意見もあった。

また、県陶磁器産業連盟の松原会長からは、「輸入品で全て足りるのであればこの産地の存在はなくなる。陶磁器業界に携わる者全員がプライドを持ち美濃焼産地の発展のために尽力されたい。」との意見があった。

総括として、専門家である明治大学の森下正専任教授は、全国の他産地の事例を紹介しながら「この美濃焼産地は卸売業があるおかげで製造業も大きくなれた。様々な課題がある中で、業界全体の意識改革に加え、多角的な連携、そして新たな市場・商品開発と販路拡大が求められる。」と助言した。



情報交換会の様子

## 人手不足解消のヒントを学ぶ「DX導入支援研修会」を開催

中央会は9月9日、OKBふれあい会館にて「人手不足に貢献!業務効率に繋がるデジタル化」をテーマにDX導入支援研修会を開催し、20名が参加した。

同研修会は、近年深刻化する人手不足や業務の複雑化に対応するため、中小企業におけるデジタル技術を活用した業務効率化の取り組みが促進されることを期待して開催。研修会では、業務の効率化や省力化に取り組んだ4社の企業経営者等とDXアドバイザーが登壇し、各社が実施した具体的な導入事例を紹介した。発表では、導入のきっかけや抱えていた課題、そして導入による効果までを詳細に説明した。参加者はこれらの事例を通じて自社でDX導入を推進する上でのヒントを得るとともに、業務効率化や省力化に向けた具体的なイメージを深めることができた。

研修会後、参加者からは「実際の事例に触れ、自社でDX導入する具体的なイメージが湧いた」「得られたヒントや工夫を自社でも実践したい」といった声が寄せられ、DXに対する関心の高さと導入への意欲の向上が見受けられた。

中央会は今後も、地域の中小企業が抱える課題に対応するためこうした研修会や個別相談会を実施し、デジタル化を通じた業務改善を積極的に支援していく。



研修会の様子

## 中央会回活動

### ◆自動車産業次世代化対応事業 人とくるまのテクノロジー展2025 NAGOYAへ7社が共同出展

中央会は、県内の自動車産業の次世代化対応に向けた支援を行っている。その一環として、自動車関連企業の保有技術を広く情報発信するため、7月16日から18日にかけてAichi Sky Expo (愛知県国際展示場) で開催された「人とくるまのテクノロジー展2025 NAGOYA」に岐阜県ブースを設け、7社が共同出展した。

この展示会は、国内最大級の自動車技術者や研究者向けの専門展示会であり、自動車サプライチェーンが一堂に会する貴重な機会である。

3日間の会期中、来場者は34,548名にのぼり、岐阜県ブースには946名が訪れ、560名と名刺交換を行った。また、7月9日から30日にかけてはオンライン展示会も並行して開催された。

出展した7社は、自社製品や技術等を積極的にPRしたほか、新たな市場創出に向けた情報収集や来場者との意見交換会を行い、今後の販路拡大を目指す。



岐阜県ブースの様子

### 自動車部品サプライヤーイノベーション応援セミナー&懇談会を開催

中央会は、8月28日にホテルグランヴェール岐山で、県内の自動車部品メーカーを対象に「自動車部品サプライヤーイノベーション応援セミナー&懇談会」を開催し、約80名が参加した。

第1部のセミナーでは、一般社団法人自動車部品工業会の松島正秀技術担当顧問が世界のEV・自動運転の最新動向を紹介。また、同工業会の中日本支部の浅野俊明事務長は、物流問題や取引適正化を通じたサプライチェーン強靭化の重要性を説いた。



セミナーの様子

続いて登壇した株式会社アイシンの中川恭調達統括部長は、グループの調達方針や将来のサプライチェーン像について説明。同氏は「自動車業界は環境変化が激しく、従来の経営基盤が揺らいでいる。中小サプライヤーもグローバル視点のベンチマークによって改善を継続し、自社のものづくりを改めて見直してほしい」と強調し、国内中小企業への期待を述べた。

第2部の懇談会では、株式会社アイシンの調達担当者と県内サプライヤーが直接意見交換を行った。Tier1企業との接点が少ない中小企業にとって貴重な機会となり、参加者からは「アイシンの考え方を直接確認でき、大変参考になった」との声が上がった。

## 組合等回活動

### 復興支援を目的とした「出張輪島朝市」を初めて開催

飛騨高山宮川朝市協同組合 (反中正人理事長)

飛騨高山宮川朝市協同組合および高山陣屋前朝市組合は、能登半島地震で被災した輪島朝市を支援するため、6月14日・15日に高山市内で「出張輪島朝市」を初めて開催した。

この朝市は、能登半島地震で甚大な被害を受けた輪島市朝市組合(石川県輪島市)の復興を後押しするもので、平成27年から続く3組合の「連携交流協定」が実現を後押しした。

出張朝市には、輪島市朝市組合から4店舗が出店し、特産の漆器や干物・乾物などが店頭に並んだ。会場は多くの地元住民や観光客でにぎわい、訪れた人々は出店者との会話を楽しみながら、輪島の魅力を感じる貴重な機会となつた。

反中理事長は「今回、高山市内で輪島市朝市組合の皆さんと交流できたことを嬉しく思います。これを機会に出張朝市を継続し、輪島朝市の復興を応援していきたい。」と語った。



朝市の様子

# 組合等の活動

## ぎふの鮎菓子マルシェを初めて開催

岐阜県菓子工業組合（澤田誠理事長）

岐阜県菓子工業組合は、アクティブGの開業25周年を記念して、7月5日・6日にアクティブGで初めて「ぎふの鮎菓子マルシェ」を開催した。

このマルシェは、組合内の「岐阜おやつ編集室」が企画したもの。毎年、春と秋に開催している「ぎふのいちごおやつマルシェ」「ぎふの栗おやつマルシェ」に加え、今年は初めて夏に「ぎふの鮎菓子マルシェ」を開催し、計20の和菓子店が参加した。

会場では、各店舗の自慢の鮎菓子に加え、10店舗分の味を比べられる「鮎菓子食べ比べセット（1箱5店舗、計2箱）」は、各日50袋用意して連日午前中には完売するほどの人気でした。

また、5日には羊羹で有名な（株）虎屋の菓子資料室「虎屋文庫」の主席研究員と岐阜の老舗和菓子職人とのトークショーを開催した他、両日を通して「鮎菓子釣り」や、職人と一緒に鮎菓子を作るワークショップも行われ、多くの来場者で賑わった。



「ぎふの鮎菓子マルシェ」を開催

## 航空機関連企業等の合同企業説明会＆相談会を開催

川崎岐阜協同組合（榎本尚浩理事長）

川崎岐阜協同組合は初の試みとして、ハローワーク岐阜との共催により、7月17日にハローワーク岐阜で航空機関連企業等による合同企業説明会＆相談会を開催した。

新型コロナウイルスの影響が落ち着き、組合員企業の受注状況が回復傾向にある一方で、深刻な人手不足が課題となっている。そこで、喫緊の課題である人材確保と生産能力の強化に対応するため、本イベントが企画された。

当日は午前・午後の2部制で実施し、各回7社、計14社がブースを設けて事業内容や製品について説明を行い、多数の来場者で賑わった。



合同企業説明会の様子

同組合の宮脇専務理事は「現在、航空機産業だけではなく国内全産業において、人材不足が極めて大きな問題となっている中、当日は多くの方が足を運んでくれた。これからも本産業の魅力や各社の特色を正しく伝え、興味を持ってもらえるよう、内容をブラッシュアップしながら継続していきたいと思っている」と語った。

## 災害時における宿泊施設の提供に関する協定を下呂市、5団体と締結

下呂温泉旅館協同組合（瀧多賀男理事長）

下呂温泉旅館協同組合は、7月18日に岐阜県下呂市および近隣の5つの観光協会と「災害時における宿泊施設の提供に関する協定（応援職員への支援）」を締結した。

この協定は、令和6年の能登半島地震で下呂市が応援職員を派遣した際、宿泊地と現場が遠く、職員の負担が大きかったことを教訓としている。災害発生時に下呂市の要請があれば、各団体が協力して被災地に近い宿泊施設や宿泊地を提供し、応援職員の移動負担を軽減することを目的としている。

締結式は、下呂市の「いで湯の里ふれあいセンター」で開かれ、山内登下呂市長や各団体の代表者が出席し、協定書を取り交わした。



協定書を持つ村瀬輝行事務局長（左）

村瀬事務局長は、「今回の協定について、組合全体として積極的に協力したい」と語った。

# 組合等の活動

## 夏休みの期間中、各組合が小中学生を対象にしたイベントに出展

岐阜県鋳物工業協同組合(岡本知彦理事長)・岐阜県金型工業組合(猪熊篤俊理事長)  
岐阜県管設備工業協同組合(荒川晶一理事長)・岐阜電気工事協同組合(高倉善一理事長)

岐阜県立国際たくみアカデミーが7月26日に同アカデミーにて「親子しごと体験教室～しごとの魅力・発見～」を開催した。このイベントは、将来の地域産業を担う小中学生とその保護者に、「ものづくりの仕事」の魅力を発信し建設業や製造業への関心を深めてもらうことを目的としており、県内の多くの組合・団体が出展した。

岐阜県鋳物工業(協)は(公財)岐阜鋳物会館と共同で、金属を溶かして型に流し込む「鋳物製造」の体験ブースを出展。参加者は、ホワイトメタル(融点の低い金属)を使用し、キャラクターのメダルを制作した。岐阜県金型(工組)のブースでは、同アカデミーの生徒と教員がサポート役を担当。参加した親子は、金型から作られた製品を磨く、穴開け、機械を利用しての刻印、コーティング等の製造工程の疑似体験に挑戦し、それぞれが世界に一つだけの作品を完成させた。岐阜県管設備工業(協)は、水道管に見立てたサイホンポンプの組み立て体験を実施。子どもたちは20個の部品を組み合わせながら、水が流れる仕組みをゲーム感覚で楽しく学んだ。

一方、岐阜電気工事(協)は、夏休み期間を通じて各地で子ども向けの体験イベントを積極的に開催。8月2日にはモレラ岐阜で小学生向けワークショップを、同2日・3日にはOKBぎふ清流アリーナでの職業体験イベント「キッズタウンぎふ」(岐阜新聞社主催)にも出展した。会場では組合の役員や青年部や女性部が講師となり、工作キットを使った懐中電灯作りを通じて、子どもたちに電気の仕組みと創造の楽しさを伝えた。



岐阜県鋳物工業(協)

岐阜県金型(工組)

岐阜県管設備工業(協)

岐阜電気工事(協)

## 土岐市内の陶磁器工業協同組合が新作展示会を開催

土岐市内にある6つの陶磁器工業協同組合(土岐津、下石、妻木、駄知、肥田、泉)で組織する「土岐市陶磁器工業協同組合連絡協議会」は、8月27・28日の両日、セラトピア土岐で「美濃焼NEWコレクション土岐」を開催した。

この見本市は、商社やバイヤー等に対し美濃焼の新作を披露し、来年1月の新春見本市も見据えて市場の反応を探る重要な機会となっている。今年は45社が参加し、約1,700点の新作が出品された。



新作展示会の様子

会場では、インバウンド需要や海外輸出を見据え、世界で人気を集める「浮世絵」をモチーフとしたデザインなど日本らしさのある商品も多く並んだ。参加企業は訪れたバイヤーと新製品の今後の商品化の手ごたえを確かめながら商談を進め、会場は活気に溢れた。

当協議会の幹事を務める妻木陶磁器工業協同組合の渡邊和広事務局長は、「各組合員は、今まで以上に工夫を凝らしたオリジナル性の高い良い製品を出品している。この場が売上増に繋がることを期待している。」と話した。

## 「メガネを掛けた人の似顔絵コンテスト2025」を実施

岐阜県眼鏡商業協同組合(宇佐見潤理事長)

岐阜県眼鏡商業協同組合は、メガネをより身近に感じてもらうことを目的として「メガネを掛けた人の似顔絵コンテスト2025」を実施した。

このコンテストは令和5年から始まり、今年で3回目となる。応募作品の審査は、当組合役員に加え、日頃から連携している岐阜県眼科医会、岐阜県立岐阜盲学校、岐阜アソシア、視能訓練士会、岐阜県中央会など、多くの関係者に協力をいただき、厳正に行なった。

入選作品は、新聞広告(中日新聞)に掲載され、最優秀賞・優秀賞・特別賞の受賞者には、組合加盟店で利用できる商品券を贈呈する。また、今年も多数の応募をいただいたため、急遽、「審査員特別賞」も設けた。さらに、受賞作品をより多くの方にご覧いただくため、特設WEBギャラリーを開設しており、PCやスマートフォンから、メガネのエピソードと似顔絵作品を併せて見ることができる。公開は9月30日までの期限限定。

コンテスト実施にあたって、宇佐見理事長は「なかには、審査員も驚くようなユニークな発想もあり、大変感動した。審査員は、似顔絵の上手さだけでなく、眼鏡への熱い思いやエピソードが込められているかという点を重視して作品を選定している。また、今年はこれまでの県内中心の応募から、北海道から徳島県まで幅広く応募をいただいた。これは組合とコンテストの知名度が広まっていることの表れだと実感しており、来年も引き続きコンテストを開催していきたい。」と語った。



メガネを掛けた人の似顔絵コンテスト2025

※詳細は当組合HP(<https://gifumegane.com/>)でご確認ください。HPではメガネに関するお役立ち情報等も発信しておりますので、併せてご覧ください。



# ~ミッポンのがんばる組合~ 全国の先進組合事例

全国の先進組合事例を収集した「先進組合事例抄録（令和6年度組合資料収集加工事業報告書）」より抜粋して紹介します。先進組合事例抄録は過去のものを含め全国中央会のホームページ上で「組合事例検索システム」で公開していますのでぜひご活用ください。「組合事例検索システム」<https://www.chuokai.or.jp/index.php/jireisearch/>

## 佐賀市管工事協同組合

### 自治体との災害支援協定の実効性と付加価値高めるBCP

主な業種	設備工事業(管工事業)			
住所	〒849-0933 佐賀県佐賀市卸本町3-30			
URL	<a href="http://www.saga-kankouji.or.jp/main/">http://www.saga-kankouji.or.jp/main/</a>			
設立	昭和42年1月	組合員	43人	出資金 12,900千円

#### ■ 背景・目的

平成19年「災害時における水道の応急復旧及び応急給水並びに他都市への応援派遣に関する協定」を佐賀市と締結、生活に直結するライフラインを維持する業務に携わる使命感を新たにし、地元だけではなく阪神や熊本等他地域で発生した災害時にも駆けつけることを経験。インフラを守る企業団体として、事業継続計画（以下「BCP」）を必要な取組みとした理事長の決断、3年前現事務長の着任を機に実務レベルに落とし込み、当時BCPの普及に注力し始められていた佐賀県中小企業団体中央会の支援とマッチし、具体化した。

#### ■ 取り組みの手法と内容

まずは組合がBCPを策定し、組合員が策定することについて推奨・呼びかけを行い、研修会を実施。中央会から専門アドバイザーの派遣を受け、計3回の全体向け研修会を開催、役員については組合会議室で計4回の研修会を開催した。推進体制としては理事長を統括責任者とし、事務長が事務方責任者となり中央会の専門アドバイザーと連携、組合BCP策定と組合員BCP策定に動き出した。組合事務局は少人数であるため、「制度概要」「分からることは尋ねて」と呼びかける積極的な周知と専門アドバイザーから指導いただく相談対応を主体とした。中央会からの継続的な支援もあり、6ヵ月以上かけて策定に漕ぎつけた。組合ではBCP策定後、国の認定制度である事業継続力強化計画の策定に取組み、認定をいただいた。さらに令和5年には佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金に応募し採択を受け、防災倉庫と発電機を導入。他に、厚生労働省の働き方改革推進支援助成金を活用し漏水探知機等を導入、通常業務だけではなく災害時にも威力を発揮している。BCP策定後は“絵に描いた餅”にならないこと、そのための実践に取組み、既述のような支援策も活用年度ごとの進捗管理を行う。

#### ■ 成果とその要因

BCPは組合及び組合員企業13者が策定済み。組合としての継続的な周知と中央会から派遣された専門アドバイザーの支援を中心とした実施体制が奏功した。BCP策定と毎年のブラッシュアップ及び運用により評価が高まり、災害支援協定の実効性も高まっていく。

#### ！ ポイント！

生活の重要なインフラである水道の応急復旧に関する佐賀市との災害支援協定の整合性を図り実効性を高めるBCP策定運用で、付加価値を高め必要とされる存在であり続ける。



BCPを基に県の支援策を活用し防災に備える機器導入



避難所となる学校の蛇口点検を通して、命を繋ぐ社会貢献



# 県内中小企業主要業種の景気動向

(8月末調査)

中小企業団体情報連絡員70名の情報連絡票から

過去のものを含め、詳細のものは、中央会HP (<https://www.chuokai-gifu.or.jp/chuokai/report/report01.html>) に公開しております。

## (I) 8月の特色

- ◆景況感DI値マイナス30 前月比4ポイントの悪化  
～景況感DI値がマイナス30以下となるのは令和4年3月以来～  
～製造業の景況感DI値マイナス33 前月比8ポイントの悪化～
- ◆米国の関税政策の影響に関するコメントは依然として製造業から多く寄せられている
- ◆引き続き猛暑による売上の増減や人出の減少などの影響がみられる
- ◆最低賃金の引き上げによる人件費の増加や収益の悪化を懸念する声がある

8月次景況	
項目	DI値
景況感	-30 (-4)
売上高	-25 (1)
販売価格	22 (1)
収益状況	-33 (-5)
資金繰り	-13 (6)
雇用人員	-14 (-1)

カッコ内は前月比増減ポイント

製造業		前年同月比					非製造業		前年同月比				
区分	業種	調査項目					売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感	
		売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員							
食料品	牛乳	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食肉(国産)	—	○	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	菓子	—	—	▲	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
	米製	菓子	▲	—	▲	—	—	—	—	—	—	—	—
繊維・同製品	撚糸	—	—	—	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
	ニット工業	—	▲	—	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
	毛織物	▲	—	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合成繊維織物	▲	—	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	メンズアパレル	▲	—	○	▲	—	—	—	—	—	—	—	—
	婦人・子供服	▲	▲	▲	—	—	▲	—	—	—	—	—	—
	縫製(既製服)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木材・木製品	木材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銘木	▲	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	家具	▲	○	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	東濃ひのき	▲	○	—	—	▲	—	—	—	—	—	—	—
紙・紙加工品	機械すき和紙	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	特殊紙	▲	—	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	紙加工品	▲	—	▲	—	—	—	—	—	▲	—	—	—
	印刷	印刷	▲	—	▲	▲	—	—	—	▲	—	—	—
化学ゴム	プラスチック	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	陶磁器(工業)	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	タイル	▲	○	▲	▲	—	—	—	—	▲	—	—	—
	窯業原料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
窯業・土石	石灰	▲	○	▲	—	—	▲	—	—	—	—	—	—
	生コンクリート	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	砂利生産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	碎石生産	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄鋼・金属	鉄物	—	—	—	—	—	—	—	—	▲	—	—	—
	刃物等金属製品(輸出)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	刃物等金属製品(内需)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	メツキ	▲	—	▲	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般機械	県金属工業団地	—	—	▲	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—
	可児工業団地	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	金型	▲	—	▲	▲	—	—	—	—	—	—	—	—
	輸送用機器	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<p>凡例 ◎: [増加]、[上昇]、[好転]      —: [不变]      ▲: [減少]、[下降]、[悪化]</p>													

## 「中小企業組合検定試験」にチャレンジしませんか！

中小企業組合検定試験を受験してみませんか？

中小企業組合士制度とは、中小企業組合の事務局で働く役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に「中小企業組合士」の称号を与える制度です。全国で2,681名(令和7年6月1日現在)が登録しており、組合をはじめ、都道府県中央会や商工中金などで活躍されています。

いま、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員や実務を担う職員の方々に、是非チャレンジして頂きたくご案内致します。

詳しくは、下記全国中央会ホームページをご覧ください。

(<https://www.chuokai.or.jp/index.php/certificationtest/>)

【試験日】令和7年12月7日(日)

【試験科目】「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目

【願書受付期間】9月1日(月)～10月21日(火)

【申込方法】中小企業組合検定試験受験申込サイトからお申し込みください。

【受験料】7,700円(消費税込み)

※一部科目免除者については、6,600円(二科目受験)、5,500円(一科目受験)



## DXって実際どうなの？成功事例から学ぶ変革のヒント

中央会では、中小企業・小規模事業者の皆様のDX導入推進を目的として「バックオフィス業務等DX導入支援事業」相談窓口を設置し、専門家による相談窓口対応などを通じて、バックオフィス業務に係るクラウドサービス等の導入支援を実施しています。

このコーナーでは、本事業の専門家である4名のDXアドバイザーに、DXに取り組んだ支援事例やツールの活用方法についてご執筆いただきます。今回は、長尾DXアドバイザーにご執筆いただきます。

【お問合せ窓口】 TEL:058-277-1104

### DXを活用して、戦う経理に変革せよ！

教科書でもお馴染みの「産業革命」は、18世紀後半から19世紀前半にかけてイギリスで始まった、技術革新と社会構造の大変革を示します。

私は、産業革命とDXは、ある意味、時代を超えて「技術革新による社会の再構築」という共通のテーマを持っていますことから、DXは現代版の「産業革命」の延長線上にあると考えています。

近年、人工知能(AI)による学習機能は、驚くほどの進化を遂げている一方で、導入するコストも安価となり、一般社会でも最新技術の導入が受け入れられるような環境となっています。特に人材不足で苦しむ中小零細企業にとって、利便性の高さが話題となっています。

実際、私が支援している企業では、手書きで振替伝票を起票する等、毎月の月次試算表を完成させる事に四苦八苦している課題を抱えていました。

そこで、まずは、振替伝票を廃止して、手書きの環境から、社内で自計化できる「クラウド会計」の導入を提案したのです。クラウド会計は、ネットバンキングとの連携により、通帳データを仕訳処理に変換してくれる機能を有しており、クレジットカードや電子マネーともデータ連携し

ていることから、会計仕訳の生成において、圧倒的な時短効果が期待できます。

さらに、時と場所を問わないので、クラウド会計のメリットです。会計事務所との共有が可能となれば、月次決算が圧倒的な速さで手に入れることができます。つまり、クラウド会計は、定型業務に強く、AIが学習することを前提としているので、反復的な仕訳作業は消滅し、経理知識に乏しい人材であっても、仕訳の作業に苦労することは無くなってくるのです。

こうした経理環境の変革は、経理担当者の業務負荷の軽減に貢献しますから、空いた時間を活用して、従来の定型的な経理業務から、会社の売上やコスト計算に貢献できる有益な情報を提供できる「戦う経理」へと変貌する手助けとなるのです。

DXは現代版の産業革命です。人材不足に悩む中小零細企業だからこそ、その導入効果は直ぐにでも実感できることでしょう。



税理士法人 長尾会計  
代表社員 長尾 博氏

岐阜県中小企業団体中央会  
『創立 70 周年記念式典』

日時 令和7年 11/7 金  
15:00～19:10  
(受付開始 14:00～)

場所 岐阜グランドホテル

式典・表彰 15:00～16:20

記念講演 16:30～17:30

テーマ「地方から創る新しい日本の形(仮)」

講師：岐阜県知事 江崎 穎英 氏

祝賀会 17:40～19:10

●申込締切 10月23日木

《お問合せ》 岐阜県中小企業団体中央会 総務部  
☎058(277)1100

この広報誌は岐阜県からの助成を受けています。